

旭川精神衛生

第104号・2026年



旭川精神衛生協会
創立60周年記念誌

旭川精神衛生協会趣意書

家庭や社会が明るく、且つ健康である為には、それぞれの場の人々の心の健康（精神衛生）の問題が重要な意義をもってまいります。

とくに、今日、社会生活の複雑化、機械化に伴い、家庭、学校、職場などに、不安、葛藤、家出、非行などの諸問題が起こって居り、これが家庭の悲劇、或いは生産性の低下など、重大なる社会問題となっておりますことは、御承知の通りであります。

これら精神衛生の対策は、医学、教育、司法、公衆衛生、社会福祉など広範囲にわたる総合的な力の結集が必要であると存じます。ここに、当面するこれら精神衛生上の諸問題について市民、関係者が一堂に会し共に研究、討議し、その知識の啓発につとめ、精神衛生的健康の保持増進を図る目的をもって、ここに旭川精神衛生協会を設立した次第であります。

明るい社会、家族の健康の為広く市民の参加が得られなければ、到底その効果は期し得ないわけでありますので、各位に特段の御協力を再度お願い申し上げます。

表紙絵の説明

ステンドグラスとひび

美しきステンドグラスも一つの箇所が破損すれば最後に全てが落ちてしまう。人の世も何かそれに似たところがあるように思われてならない。

製作者 久井 俊秋

第104号・2026年

目 次

○創立60周年を迎えて		
旭川精神衛生協会創立60周年記念事業の報告とお礼	旭川精神衛生協会 会長 直江 寿一郎	1
旭川精神衛生協会創立60周年にあたって	旭川市長 今津 寛介	2
旭川精神衛生協会創立60周年を迎えて	北海道上川保健所長 廣島 孝	3
旭川精神衛生協会の創立60周年をお祝いして	北海道精神保健協会 会長 田辺 等	5
旭川精神衛生協会の発展を祈って	旭川市保健所長 山口 亮	6
旭川精神衛生協会60周年に寄せて	社会福祉法人 旭川いのちの電話 運営委員長 三上 正明	7
「しらかば」のあゆみ	特定非営利活動法人 旭川しらかば共同作業所 理事長 堤 久男	8
○創立60周年記念事業		10
〈表彰受賞(団体)〉	社会福祉法人 旭川旭親会の取組み 社会福祉法人 旭川旭親会 旭川福祉園 施設長 加藤 浩二	15
〈表彰受賞(個人)〉	御礼の挨拶 旭川精神障害者家族連合会 会長 武田 久子	19
	地域に根ざした回復支援を目指して 旭川市立大学 保健福祉学部コミュニティ福祉学科 助教 アディクション回復支援研究会 「明日の会」共同代表 五所 卓子	21
○精神保健関連分野	改正精神保健福祉法について 旭川市保健所保健予防課	24
○関係機関	地域の精神科クリニックとして心構えと今後について 永山メンタルクリニック 院長 昔農 雄太	26
○トピックス	地域福祉の実現に向けて活動する 障がい福祉サービス事業所 あいねっと 障がい福祉サービス事業所 あいねっと 職業指導員 石田 光幸	29
	楽しく働き続けられる就労継続支援B型事業所 就労継続支援B事業所 でこぼこW 管理者 野口 諄介	34
	「でこぼこW」の利用者インタビュー	36
○令和6年度 旭川精神衛生協会決算		38
○令和6年度 旭川精神衛生協会事業報告		39
○旭川連合断酒会・酒害相談(令和7年度版)		40
○旭川精神衛生協会規約		41
○令和7年度旭川精神衛生協会役員名簿		43
○令和7年度旭川精神衛生協会事務局		43
○会員名簿(A会員)		44
○会員名簿(B会員)		44
○会員名簿(C会員)		46
○会員名簿(特別会員)		47
○編集後記		48

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会創立60周年記念事業の報告とお礼

旭川精神衛生協会

会長 直江 寿一郎

旭川精神衛生協会は、今年で創立60周年を迎えた。関係者が集まり、記念事業が企画され、令和7年7月5日（土）に大雪クリスタルホールで記念式典、記念講演が行われた。

当協会は、精神衛生に関する知識の普及、精神的健康の維持、増進を図ることを目的に昭和40年に設立され、翌年には精神衛生相談・巡回相談の実施、講師派遣、研究大会などを行った。それ以後も、精神保健、医療、福祉制度が未整備の中で、家族連合会、断酒会、共同作業所などの設立、精神保健ボランティア講座、人材育成など、様々な実践に取り組んできた。今後もこのような姿勢で進みたいと考えている。

話を60周年記念事業へ戻すが、記念式典は13時から同会場の大会議室で行われ、会長の挨拶、事務局長から協会60年のあゆみを報告の後、旭川市長 今津寛介氏の代理で旭川市副市長 中村寧氏、北海道上川保健所長 廣島孝氏、北海道精神保健協会会長 田辺等氏の代理で副会長 松原良次氏より祝辞をいただいた。

その後は表彰に移り、個人の部で武田久子氏と五所卓子氏、団体の部で社会福祉法人 旭川旭親会が受賞された。武田氏は、長年にわたり精神障害者の家族会活動に携わり、平成27年からは旭川精神障害者家族連合会の会長として、制度の充実を求める陳情や当事者家族への支援、勉強会などに積極的に取り組まれており、精神保健福祉の向上に尽力されている。五所氏は、精神保健福祉士として相川記念病院に勤務した後、令和3年4月からは旭川市立大学コミュニティ福祉学科の助教として学生の育成に力を注ぎつつ、アディクション問題に精通し、予防・啓発・支援活動に組み込まれ、また、当事者やご家族、支援機関、地域社

会など広く社会全体に向けた情報発信にも尽力されている。社会福祉法人旭川旭親会は昭和54年に設立され、障害者の社会復帰を支援する居場所づくりを行ってこられた。近年は発達障害者相談事業や社会復帰訓練を積極的に展開し、多様な活動の場を提供することで、医療や家族だけでは支えきれない部分を補い、地域との繋がりを重視した支援に尽力されている。いずれの受賞者も地域の精神保健に大きな功績を残されており、今後の更なる活躍が期待される。

記念講演は13時50分より同じく大会議室にて開催され、心理カウンセラーである鮎川ヒロアキ氏に「“生きる”を支え、寄り添うということ」と題してご講演をいただいた。100名を超える方々が熱心に聴講され、非常に感銘を受けたとの声が多く上がっていた。15時40分に終演となり、創立60周年記念事業は終了した。

近年、より一層社会が複雑となるとともに、日本の経済状況の悪化もあり、すべての人々に非常に様々なプレッシャーがかかり、ストレスの多い時代となっている。児童・思春期の発達障害は勿論であるが、若年層の自殺の増加、認知症の増加、ストレス社会に対する産業保健の充実の必要、さらに若者がSNSの情報を精査することなく信じ、安易に薬物を使用することによる薬物依存など様々な課題が顕著になっている。これらは精神衛生に重大な影響を及ぼしており、今後も協会設立の趣旨を踏まえながら、新しい課題にも対処していく必要があると考えている。今後、70年、80年、100年と続くであろうが、旭川地域の市民の皆様や関係各位によるお力添えを心からお願い申し上げます。

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会創立60周年にあたって

旭川市長 今津寛介

この度、旭川精神衛生協会が創立60周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴会が設立された昭和40年は、精神衛生法が大きく改正され、精神保健福祉の基盤が築かれた年でした。そこから60年、貴会は地域精神保健活動を支える重要な役割を果たしてこられました。その歩みは決して平坦ではなかったと存じますが、力強く支えてこられた諸先輩方の御努力により、この度の輝かしい60周年を迎えることができたものと敬意を表するとともに、貴会の多岐にわたる事業を通じて、市民の精神衛生の保持・増進に尽力されていることに、深く感謝申し上げます。

現代社会では、少子高齢化や核家族化が一層進む中で、地域における暮らしにもこれまでにない変化が生じています。また、AIをはじめとする情報技術の急速な発展は、生活全般の利便性を高めるとともに、新たな可能性を広げており、その進展への期待はますます高まっています。このように、現代社会は変化の中で可能性を拡大させている一方で、新たな課題にも直面しています。特に、膨大な情報の流通やデジタル技術への過度な依存が、私たちの心身に及ぼす影響について、懸念が高まっています。社会的孤立やこころの健康をめぐる新たな不安が表面化し、これまでには見られなかった課題が浮かび上がってきているのも事実です。こうした背景のもと、メンタルヘルスの重要性が、大人に限らず子どもについても広く認識されるようになり、社会的な関心が高まる中で、そうした意識の広がりに応えるためのサポート体制の充実が、これまで以上に求められています。

近年、精神保健福祉分野では法改正による制度の充実や地域精神保健活動の強化が進み、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

本市でも、市民のこころの健康づくりを進めるため、精神保健相談や講演会、地域でのメンタルヘルス教育を推進しています。また、ライフステージやニーズに応じた支援の枠組みに精神保健の視点を取り入れることにより、住民の幅広い支援ニーズに適切に対応できるよう、支援体制の強化に取り組んでいます。

今後も皆様方の御理解と御支援を賜り、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である「地域共生社会」の実現を目指し、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

貴会におかれましては、これまでの輝かしい業績を礎に、今後も精神保健福祉の分野において着実な前進を重ねられることを期待しております。

結びに、旭川精神衛生協会の今後の御発展と、皆様の御健勝をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会創立60周年を迎えて

この度、旭川精神衛生協会が創立60周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

日頃から、旭川精神衛生協会の皆様方には、道の精神保健福祉行政の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

貴協会は、昭和40年に精神衛生上の諸問題に係る研究、協議、知識の啓発など、精神衛生的健康の保持増進を図ることを目的に設立され、以降60年という長きにわたり、地域における精神保健福祉の知識・意識の向上に大きく寄与されました。

また、精神障がいのある方々やご家族の声に寄り添い、地域社会の中で「心の健康を支えるしくみ」を築いてこられた協会の取り組みは、精神保健福祉行政の発展の礎となってきました。これらの活動が今日まで受け継がれてきたことは、初代の熊谷会長から現在の直江会長に続く歴代の役職員と会員の皆様方のご努力の賜であり、心より敬意を表する次第です。

さて、近年はライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景に、ストレスを抱える方が増加していることに伴い、うつ病や自殺、引きこもり、アルコールやギャンブル依存症など、こころの健康に関する問題を抱える方が増えており、本道においても大きな課題となっています。

こうした中、道ではこれまで、障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービス等が計画的に提供され

北海道上川保健所長 廣 島 孝

るための実施計画として「北海道障がい福祉計画」を策定していましたが、この2つの計画について、施策を一体的に推進し、より実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、令和6年3月に新たに「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」として策定しました。この計画は、障がいのある方を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域でくらす社会づくり」を基本テーマとして目指すこととしております。

また、令和8年度に向けて、ギャンブル等依存症の根本的な問題解決に資する施策との有機的な連携を基本理念とする「第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」やアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進する「第3期北海道アルコール健康障害対策推進計画」の策定を予定しており、引き続き、必要な対策を積極的に推進して参ります。

これらに加え、当保健所におきましては、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関と協議を進めるなど、努力を重ねているところです。

今後とも、市町や支援者団体等の皆様方と連携しながら精神保健福祉施策の推進に取り組んで参

りますので、貴協会におかれましても、引き続き、
お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、旭川精神衛生協会のますますのご発
展、並びに、関係の皆様方のご多幸とご健勝を心
から祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

あしたの感染症と、たたかっている。

感染症がこの世からなくなることはない。パンデミックも、きっとまた起こる。
だからこそ、SHIONOGIは逃げずに向き合い続けます。その時私たちの創る
ワクチンが、治療薬が、強く、強く、ひとつでも多くのいのちを守れるように。

薬ができることの、その先へ。



SONG
for you!



2022.7.A44

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会の創立60周年をお祝いして

北海道精神保健協会

会長 田 辺 等

このたび旭川精神衛生協会が、創立60周年の大きな節目を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。直江寿一郎会長をはじめ、歴代の役職員、会員の皆様、多くの関係者の皆様のこれまでのたゆまぬ努力に対し、深く敬意を表する次第であります。

昭和40年の設立から今日に至るまでの間、精神保健福祉を取り巻く環境も、各種法令や制度の改正、社会的認識の変化、支援施策のハード面・ソフト面の進展などにより大きく変化してきており、その中において、貴協会は、その時代時代の変遷を踏まえて、旭川地域における精神保健福祉の正しい知識の普及を推進するとともに、旭川いのちの電話、旭川精神障害者家族連合会、断酒会、共同作業所の設立に深く関わるなど、先駆的・実践的な様々な活動を進め、精神保健福祉の向上にご尽力されてきました。

またこれまでに、地域での講演会や研修会の開催、機関誌の発行、精神保健ボランティア講座、精神衛生活動援助事業などを通じて、心の健康に関する普及啓発、ボランティア養成、人材育成などにも積極的に取り組まれ、地域における関係者の信頼や期待も大なるものがあると承知しております。

私ども北海道精神保健協会は、「精神保健福祉活動」を、互いに助け合い、ストレスを和らげ、人として「生き甲斐」や「心の豊かさ」が実感できる地域社会を実現していく地域活動であり、心の健康をテーマとした「街づくり運動」でもあるとしてきました。

そして、これらの活動の一環として、毎年、道内各地域の精神保健協会と共催で、「精神保健北

海道大会」を開催してきており、多くの方々にご参加をいただいております。貴協会におかれましても、これまで6回開催していただき、それぞれの大会が、どれも大変有意義であったと伺っており、深く感謝をしているところであります。

また北海道精神保健協会は、機関誌「心の健康」を毎年発行しており、各号において特集テーマを設定し、それぞれの専門家の方々や、行政など関係機関の担当者にご執筆をいただいております。

精神保健福祉の正しい知識の普及と精神保健活動の人材育成の面では、北海道からの委託を受け、貴協会や道内各地方協会との共催により、全道各地で「精神保健福祉ボランティアの養成講座」を開催してまいりました。今後ますます当事者とその家族を支える地域活動が推進され、意欲と生き甲斐を持って当事者が生き生きと社会参加していく、そういう地域づくりが推進されていくことを期待しております。

精神保健福祉を取り巻く環境は、以前に比べ随分と改善してきましたが、いじめ問題や虐待、ひきこもり、自殺、薬物・アルコール・ギャンブル依存など、まだまだ取り組まなければならない課題が山積しています。北海道精神保健協会は、今後とも貴協会をはじめとする全道の地方精神保健協会と密接な連携を図って、各種事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

末筆になりますが、旭川精神衛生協会が創立60周年の節目を契機として、今後ますますご発展されますとともに、関係者の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会の発展を祈って

旭川市保健所長 山口 亮

旭川精神衛生協会が創立60周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。長年にわたり、関係機関・団体や多くの会員の皆様のご協力のもと、研究大会の開催や会誌「旭川精神衛生」などを通じて、市民の皆様に心の健康について広く啓発を行ってこられたことに、深く感謝申し上げます。

私は昭和63年に当時の道立旭川保健所に医師として着任して以来、精神保健の仕事に携わってまいりましたが、「旭川精神衛生」のあの絵「ステンドグラスとひび」が描かれた表紙を目にするたびに、会誌に目を通していただいております。一年の活動を通じての特集記事や、関係機関からの報告、その時々精神保健に関するトピックスやコラムなど、従事したコンテンツが長きにわたり受け継がれてきたものと思います。

貴会が創立された今から60年前に思いを馳せますと、当時は医療資源や社会的活動に限られる中、障がいのある方々やそのご家族をいかに支えるか、市民の精神保健に対する理解をいかに深めるかが、大きな課題であったかと思えます。精神神経科の医療に携わる皆様をはじめ、医療機関、教育機関、福祉団体、行政機関など多くの関係者の活動により、今日の精神保健活動が継続してきたことを思うと、改めて先人の皆様に敬意を表すところであります。

協会の設立に尽力された方々、発展に寄与された方々の多くがご高齢になられ、また故人となっておりますが、その熱い思いは、協会設立当初より共に歩まれた「旭川児童問題懇話会」をはじめ、現在の精神衛生協会や、協会が設立に尽力された「旭川精神障害者家族連合会」、「旭川連合断

酒会」、「旭川いのちの電話」、さらには多くの共同作業所へと、確かに受け継がれてきたものと存じます。これらの活動は発足当初、先進的な取り組みでありましたが、それぞれが発展を遂げ、今日では地域住民にとってもかけがえのない社会資源（ソーシャルキャピタル）となっています。

平成12年に本市が中核市に移行するとともに旭川市保健所が誕生し、私どもも事務局に加えていただくこととなりました。この間、精神保健行政は、地域における支え合いや連携を重視する役割へと広がりを見せてきましたが、皆様の知見と実践に支えられながら、私どもも地域精神保健の推進という使命を担ってきたところです。今後も、会長の直江先生をはじめ関係者の皆様のご指導のもと、精神衛生協会の活動の一助となれるよう、引き続き努めてまいりたいと存じます。

また、本市といたしましても「誰もが生き生きと暮らし活躍できる健幸福祉都市の実現」に向け、関係者の皆様のご協力を得ながら地域の課題に対応していきたいと考えております。そのためにも、精神障がいのある方々の支援に携わる多様な関係者が集う貴会のような顔の見える関係をもとに、地域の課題を共に考えていくことが、より一層大切になるのではないかと存じます。

貴会の今後ますますのご発展を祈念申し上げますとともに、今後も広く心の健康問題に取り組まれることを期待し、お祝いの言葉といたします。

創立60周年を迎えて

旭川精神衛生協会60周年に寄せて

社会福祉法人 旭川いのちの電話

運営委員長 三上正明

旭川精神衛生協会が誕生して60周年を迎えたこと大変喜ばしくお祝いを申し上げます。

また、私たち旭川いのちの電話にとっては生みの親とも言うべき存在であり、旭川いのちの電話誕生から今日に至るまで大きなご支援・ご指導を賜り深く感謝申し上げます。

旭川精神衛生協会趣意書には、「精神衛生の対策は、医学、教育、司法、公衆衛生、社会福祉など広範囲にわたる総合的な力の結集が必要であると存じます。ここに、当面するこれらの精神衛生上の諸問題について市民、関係者が一堂に会し共に研究、討議し、その知識の啓発につとめ、精神衛生的健康の保守増進を図る目的をもって、ここに旭川精神衛生協会を設立した次第であります。」と述べておりますとおり、貴協会の設立は「広範囲にわたる総合的な力の結集」を目指すものでした。

旭川精神衛生協会内に「自殺予防懇話会」を立ち上げたとき（1979年）に多くの賛同者が結集し、翌年の「旭川いのちの電話設立準備委員会」発足へと発展しました。これが、現在の「旭川いのちの電話」につながるものでした。当時を顧みれば、精神科医の先生方、市内にあった大学・高校の先生方、仏教・キリスト教の宗教家の方々、さらには法律家や保健所や福祉部門の行政機関の方々等、多くの分野から参集された人々により、電話相談員の養成講座や継続研修、スーパービジョン等のボランティアへの様々な支援が行われたことにより、旭川いのちの電話も今日まで継続することができたと改めて感謝の念を深くするものです。

旭川いのちの電話も設立後45年を経過しました。この間に社会環境も大きく変化し、その中で

社会生活上の様々な問題を抱えている人々も増えているように見えます。相談電話が鳴り止むことがありません。

しかし、近年はボランティア相談員の減少により十分に受け止めることが困難になっています。いのちの電話は一つの市民運動として多くの分野から参加された人々により成り立つものですので、今後、初心にかえって「広範囲にわたる総合的な力の結集」を目指したいと思っています。引き続きご支援、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

なお、旭川精神衛生協会趣意書の「広範囲にわたる総合的な力の結集」は、精神衛生協会としても、改めて取り組まなければならない課題のように思えてなりません。これは協会に参加する個人会員の減少が気になるためですが、願わくは広く一般市民の参加のもとに精神衛生的健康の保持増進を図るため、共に話し合う場を作っていきたいものです。

創立60周年を迎えて

「しらかば」のあゆみ

特定非営利活動法人 旭川しらかば共同作業所

理事長 堤 久 男

旭川精神衛生協会創立60周年おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

旭川しらかば共同作業所は、旭川精神障害者家族連合会（旭家連）内で、退院後に自宅等で生活する方々の集える場所がほしいとの声が多くあったため、旭川精神衛生協会の常任理事であった市立旭川病院精神科の塚本 隆三先生の指導により、作業所の開所のための設立準備委員会（旭川しらかば共同作業所の会）が、家族会、道立旭川保健所、旭川市、精神科病院関係者等で発足し、昭和58年4月27日に道立旭川保健所会議室において、発足総会と作業所の開所式が行われ、昭和58年6月1日に、道内では札幌市、江別市に続く3番目の精神障害者地域小規模作業所として現在地（旭川市春光療育訓練所）に創設されました。

理事長に吉野 勉氏（旭川市議会議員）、所長に五十嵐 伝一氏（旭家連会長）が就任し、道立旭川保健所の吉本 博所長が非常勤職員を事務長として派遣していただき、職員、ボランティア等で開所しました。

家族、医療機関及び病院職員、行政機関職員、一般企業、一般市民等の賛同される方々が会員となり、その会費と旭川精神衛生協会、旭川精神医学研究会の支援によって運営されており、この運営方法は全国で初めてのもので、「旭川方式」と言われていました。

開設時の作業は、割り箸の袋入れ、カラコ織り、レクリエーション等で、開所は週3日間で始まりました。利用者が定員を超えるようになり、平成元年には第二しらかば作業所（現在、ピア・こすもす）が開設され、後に運営主体を旭家連に移行しました。

平成18年に障害者自立支援法が施行され、NPO法人を取得し、法人名を「旭川しらかば共同作業所」としました。平成20年より事業所名を「しらかば」とし、障害福祉サービス事業の就労継続支援B型として運営しています。

創設時から旭川市より無償貸与の公有財産（土地・家屋）は、平成20年に北海道の補助を受け家屋内部の全面改装工事をしました。

令和2年に旭川市より公有財産の譲渡について打診があり、法人の理事会・総会の決定により譲り受け、作業所の資産として取得することになりました。

令和6年には外部全面塗装と一部改修及び女子利用者の増加による女子トイレの増設工事をし、家屋の環境改善をしました。

また、令和7年には夏場の猛暑による作業室の暑さを改善するため、エアコンの設置要望を旭川しらかば共同作業所の会会長に要望し、エアコン設置の支援を受けました。暑さが緩和された作業室で快適に作業ができることに、利用者は喜んでいきます。

現在、生産活動は廃食油の石けん作り、刺繍や刺し子、ミシン等の布巾作り、下請け作業としてゴミ袋作業、印刷物の折り込みやタオル折り等を主に行っています。

また、工賃向上を目的として東旭川の農園と農福連携のニンジン袋入れ作業、請負作業としてリサイクル品の運搬作業、施設外就労としてライナー紙配布等の作業により収入増にも努めており、原材料費等の必要経費を控除した残額は全て利用者に工賃として支払われています。

精神障害者支援で創設した旭川しらかば共同作

業所ですが、40年以上経過した現在の利用者は精神障害者、知的障害者、発達障害者、視覚障害者、身体障害者など多様化しています。創設時からのスローガン「イキイキ活きる、元気・笑顔・勇気が合言葉」と、「居場所」があって「仲間」がいて「仕事」があることを大切にして、利用者が安心した地域生活を送る一助となるよう、医療機関、相

談事業所、グループホーム等と連携を図り、生活支援及び就労支援を職員一同一丸となって続けて参ります。

旭川精神衛生協会には長年にわたり、ご指導、ご支援をいただき感謝申し上げます。今後とも、よろしくお願いいたします。



創立60周年記念事業

旭川精神衛生協会創立60周年記念事業

日時 令和7年7月5日（土）

場所 旭川市大雪クリスタルホール大会議室（旭川市神楽3条7丁目）

I 記念式典 午後1時05分～午後1時35分

1. 開 会
2. 式 辞 旭川精神衛生協会会長 直 江 寿一郎
3. 協会のあゆみ 旭川精神衛生協会事務局長 高 橋 真
4. 祝 辞 旭川市副市長 中 村 寧 様
北海道上川保健所長 廣 島 孝 様
北海道精神保健協会副会長 松 原 良 次 様
5. 表 彰
受 賞 者 個 人 武 田 久 子 様
五 所 卓 子 様
団 体 社会福祉法人旭川旭親会 様
謝 辞 社会福祉法人旭川旭親会 理事長 今 野 正 孝 様
6. 閉 会

II 記念講演 午後1時50分～午後3時40分

講師 鮎 川 ヒロアキ 氏（心理カウンセラー）
演題 「“生きる”を支え、寄り添うということ」

鮎 川 ヒロアキ 氏

1977年生まれ。心理カウンセラー、上級心理カウンセラー等の資格を持つ元お笑い芸人。精神疾患を支える家族会での講演や医療系大学での講義など幅広く活動。妻が精神疾患であるため、支える側の当事者としてのリアルな体験を伝えている。

また、中高年のひきこもり「つどいの広場」YouTubeライブを毎月開催。



写真で振り返る「旭川精神衛生協会創立60周年記念事業」



I 記念式典（式辞）



I 記念式典（祝辞）



I 記念式典（協会のあゆみ）



I 記念式典（祝辞）



I 記念式典（祝辞）



I 記念式典（表彰）



II 記念講演



I 記念式典（表彰）



II 記念講演



I 記念式典（表彰）

旭川精神衛生協会のあゆみ

昭和40年1月18日	旭川精神衛生協会設立
6月26日	協会創立総会
44年5月	旭川児童問題懇話会、協会に加入
5月	旭川精神障害者家族連合会設立
9月	旭川断酒会発足
45年6月28日	北海道精神障害者家族連合会北海道大会開催
46年4月	旭川市職親会で精神障害者受け入れ
47年9月10日	断酒会全道大会開催
49年4月	保健所で断酒会員による酒害相談開始
50年5月31日	協会10周年記念大会、祝賀パーティー、記念特集号
10月8日	精神衛生北海道大会開催
51年6月	在宅精神障害者回復者クラブあおぞら友の会発足
52年9月	断酒新生会、断酒学校開設
9月	協会、北海道社会貢献賞受賞
53年4月	旭川市、精神障害者入院費助成制度発足
5月10日	協会、全国公衆衛生協会会長賞受賞
10月	自殺問題研究会発足
54年6月	自殺予防懇話会発足
55年3月8日	旭川いのちの電話設立準備会発足
9月25日	協会、厚生大臣表彰受賞、保健文化賞受賞
11月	精神障害体験者の集い、すいよう会発足
11月30日	旭川いのちの電話開局
56年8月	北海道精神障害者家族連合会北海道大会開催
57年10月15日	児童問題懇話会、全国精神衛生連盟会長表彰
58年4月27日	しらかば共同作業所発足
60年4月1日	旭川連合断酒会発足
6月8日	精神衛生北海道大会開催
6月8日	協会20周年記念式典、記念パーティー
61年4月	精神衛生ハンドブック作成
平成元年5月	コスモス共同作業所設立
9月30日	北海道精神障害者家族連合会北海道大会開催
2年1月27日	ボランティア養成講座開講
5月6日	断酒会全道大会開催
6年9月18日	協会、北海道精神保健協会より表彰
12月1日	ななかまど共同作業所設立
7年5月13日	協会、30周年記念式典、祝賀パーティー
7月1日	精神保健ボランティア、ともだちの会発足

9年4月1日	旭川いのちの電話、社会福祉法人となる
9月19日	北海道精神障害者家族大会開催
10年6月1日	ひだまり作業所設立
10月4日	日本断酒連盟全国大会開催
11年9月1日	旭川フレンドハウス設立
9月25日	精神保健北海道大会開催
10月3日	精神保健ボランティア全道交流会開催
12年4月1日	協会事務局、道立旭川保健所より旭川市保健所へ
7月	精神保健ボランティア、赤い実の会発足
7月6日～8日	いのちの電話相談員全国研修旭川大会開催
7月12日	ねこやなぎ共同作業所設立
14年10月15日	D P I 世界会議札幌大会に参加
17年6月25日	協会、40周年記念講演、記念式典、祝賀会開催
19年10月7日	北海道精神障害者家族大会開催
20年4月22日	旭川市精神障害者バス料金助成事業開始
21年10月17日	精神保健全道大会開催
25年10月5日	日本てんかん協会全国大会開催
26年4月1日	精神障害者バス料金半額乗車開始
9月5日～6日	日本精神科救急学会学術総会開催
27年6月27日	協会、50周年記念講演、記念式典、祝賀会開催
令和3年10月9日	精神保健北海道大会開催
7年7月5日	協会、60周年記念講演、記念式典開催

歴代会長

熊谷 太一 (道立旭川保健所長)	昭和40年1月～昭和44年3月
清水 敏 (道立旭川保健所長)	昭和44年4月～昭和46年5月
古本 博 (道立旭川保健所長)	昭和46年6月～平成3年6月
井上 一男 (道立旭川保健所長)	平成3年7月～平成4年3月
宮岸 勉 (旭川医科大学教授)	平成4年4月～平成9年3月
塚本 隆三 (北海道療育園理事長)	平成9年4月～平成21年11月
直江 寿一郎 (旭川圭泉会病院理事長・院長)	平成22年6月～

創立60周年記念事業

社会福祉法人 旭川旭親会の取組み

社会福祉法人 旭川旭親会 旭川福祉園
施設長 加藤 浩二

この度、旭川精神衛生協会様が創立60周年を迎えられます事を心からお祝い申し上げます。昭和40年に設立し本日まで日々の活動に向けて尽力された皆様、充実し安定した活動を継続されてきた協会役職員の皆様にお祝いを申し上げますとともに、日々の努力の賜物と心から敬意を表します。

また、旭川精神衛生協会60周年記念事業において、当法人の活動に対し表彰をいただき感謝申し上げます。この度の会報誌「旭川精神衛生」では、当法人の沿革、事業内容、社会貢献活動などを紹介させていただきたいと思っております。

【沿革】

創設から近年までの主な出来事を年表形式で紹介させていただきます。社会福祉法人旭川旭親会は、「旭川手をつなぐ親の会」の長年の願いが実を結び、北海道で初めての通所授産施設として開設され「旭川福祉園」を基盤に発展してきた法人です。設立の目的は、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を送れるよう、多様な福祉サービスを総合的に提供し支援する事にあります。時代の変化や法制度の改定に柔軟に対応しながら、一貫して障害者とその家族の福祉増進、そして地域社会における共生の実現に貢献し続けています。

昭和54年7月	「社会福祉法人旭川旭親会」法人認可
昭和55年2月	「通所授産施設旭川福祉園」開所 定員25名
昭和56年4月	定員を25名から30名に変更
昭和62年11月	授産棟を開設 定員30名から55名に変更
平成5年4月	「旭川福祉園第一分場」開設 定員7名
平成11年4月	授産棟を増設 定員70名に変更
平成14年4月	短期入所事業開始
平成15年4月	「通所授産施設旭川福祉園」定員を70名から40名に変更 「通所更生施設第二旭川福祉園」開所 定員30名
平成17年8月	北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」開設
平成18年4月	旭川市職親会事務局の受託
平成21年4月	上川中南部障害者就業・生活支援センター「きたのまち」開設
平成23年4月	日中一時支援事業開始
平成24年2月	「旭川福祉園」が新体系に移行（就労継続支援B型・定員40名） 「第二旭川福祉園」が新体系に移行 （多機能型事業所 生活介護定員28名・就労移行支援定員12名）
4月	地域活動支援センター「きたのまちジョブリハセンター」開設
7月	「グループホーム花咲」開設
平成25年4月	「きたのまち相談支援事業所」開設

平成28年4月	北海道強度行動障がい支援者養成研修事業を締結
令和2年10月	「グループホーム東旭川」開設
令和4年4月	第二旭川福祉園生活介護 新築工事完了
	きたのまち相談支援事業所、発達障害者支援センターの一部機能を移設
	地域活動支援センター「きたのまちジョブリハセンター」を花咲町に移設
5月	「グループホーム北野」開設
令和7年2月	食品加工場「東旭川factory」開設

【法人理念】

当法人の理念は「共に支えあい共に未来を創り出す」です。この理念に基づき、利用者が個人の尊厳を保持し、地域社会で自立した生活が送れるよう、全ての支援活動が行われています。理念を実現するために、法人は「安心・安全」「共生・共感」「信頼・真心」の3つの柱を掲げ、具体的な行動指針を定めています。

「安心・安全」

◆基本的人権の尊重

- ・利用者一人ひとりの人格を尊重し、経験や個性を大切にします。
- ・自己選択、自己決定を尊重し自己表現できるように努めます。
- ・生活年齢を考慮し、名前を呼ぶ時は「さん」を付けて呼称します。
- ・一人ひとりに適した環境の整備に努めます。
- ・本人及び家族の相談に応じ、様々なサービスの情報提供や各関係機関との連携を図ります。

◆虐待防止

- ・差別や虐待が起きないように、自らの行動を点検すると共に、常に職員間で確認し合います。

◆法令順守

- ・関係法令や諸規定の内容を正しく理解し、利用者や家族一人ひとりのプライバシーを守り秘密保持、守秘義務を順守します。

「共生・共感」

◆地域交流

- ・利用者の理解を深めるために地域啓発活動や研修会の開催をします。
- ・地域の一員として自覚を持ち、地域づくりの発

信地として活動します。

- ・地域住民などが気軽に集える場の提供に努めます。

◆地域貢献

- ・災害時には災害支援チームを編成し地域拠点としての役割を担います。

「信頼・真心」

◆専門性の向上

- ・積極的な研修参加、資格取得を目指し、実践力を身に付けます。
- ・社会情勢や経済情勢にも関心を持ち知識を得ます。

◆サービスの点検

- ・従来のやり方にとらわれることなく業務の改善を図り、業務の効率化に努めます。
- ・支援内容が適切かどうかを常に自己点検・相互点検し改善に努めます。
- ・苦情や第三者委員の評価に対し誠意を持って対応します。

◆働きやすい場所

- ・自らの健康管理を行い、心身共に健やかな状態で業務します。
- ・職員間で経験や体力などの差を補いながら、互いに協力し合い、風通しの良い職場環境を目指します。
- ・常に法人理念を意識し、組織の一員であることを自覚します。

【事業内容】

当法人は、地域に根差した障害福祉サービスの提供を通じて、障害者の自立支援と生活の質の向上に直接貢献しているほか、専門性を活かした広範な地域連携と啓発活動を行っています。

1. 障害福祉サービス事業

・旭川福祉園（就労継続支援B型）定員40名

一般就職を希望している利用者、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行っています。

・第二旭川福祉園（生活介護）定員40名

地域に住む障害者が安心して日中を過ごせる場所を提供し、利用者の個別支援計画に基づいて、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスを提供しています。障害者本人にとっては、日中の居場所と活動の機会を得ることで、生活にメリハリが生まれ、社会とのつながりを維持できます。また、様々な創作活動や軽作業を通じて、達成感や自己肯定感を得ることができます。

・グループホーム（花咲・東旭川・北野）

定員20名

地域社会で共同生活を営む場を提供し、日常生活上の相談や援助を行っています。

2. 専門性の高い相談・啓発事業

・発達障害者支援道北地域センターきたのまち

発達障害のある方やそのご家族に対し、総合的な相談支援、情報提供、関係機関との連携、普及啓発活動などを上川・宗谷・留萌の道北地域全域で展開し、地域の発達障害者支援の中核的な役割を果たしています。

・上川中南部障害者就業・生活支援センターきたのまち、旭川市職親会

障害者の「働くこと」と「地域での生活」の両面を一体的に支援しています。これにより、障害者の安定した雇用と社会参加を促進し、地域経済と福祉の双方に貢献しています。

・きたのまち相談支援事業所

相談支援専門員を複数名配置し、障害福祉サービス等の利用計画作成や、地域生活全般にわたる

相談支援を行っています。

・研修事業と公開講座

北海道強度行動障がい支援者養成研修など、職員の資質向上のための研修や、一般の方や関係機関の方などを対象とした公開講座を企画・実施し、地域全体の福祉サービスの質の向上と、障害特性に関する理解促進に努めています。

3. 地域交流

毎年「福祉園まつり」を開催し、利用者が生産した野菜などの販売、フードコーナー、抽選会などを通じて、地域住民との交流を深めています。これは、障害者と地域住民が触れ合う貴重な機会であり、ノーマライゼーションの理念を地域社会に浸透させる役割を果たしています。

4. 農福連携事業

農福連携とは、障害のある方が農業分野で活躍する事を通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みで、農業と福祉という異なる分野が協力し互いの課題を解決しあう相乗効果が生み出されます。

【福祉分野にもたらすメリット】

- ・農業分野での生産活動に参加する事で、工賃の向上につながり生活の質の向上が期待されます。また、就労機会と生きがいの創出につながります。
- ・農作業を通じて地域住民（農家など）と交流し、やりがいや自信を持って地域社会の一員として活躍の機会が得られます。

【農業分野にもたらすメリット】

- ・農福連携による労働力の確保により、担い手不足の解消、活用が難しくなってきた耕作放棄地の再生、活用につながります。また、特に人手が必要な収穫や出荷準備などの作業負担が軽減されます。
- ・農作物の加工、販売といった6次産業化の分野に福祉施設が関わることで、新たな販路の開拓

や付加価値の向上が期待されます。

当法人では、約1ヘクタールの農地とビニールハウスを所有しトマト、寒締めホウレンソウ、サツマイモ、アスパラなどを生産しています。

今年度は農林水産省の交付金を活用し食品加工場を開設し、トマトジュースの生産や新商品開発も行っており農業分野と連携した事業を展開しています。また、JAや農家と連携し施設外就労を行い、利用者の新たな就労機会の創出と、地域産業の活性化を両立させる取り組みを行っており、法人の理念である「共に支えあい共に未来を創り出す」を具体的に実現し、共生社会の実現を目指し農福連携に積極的に取り組んでいます。

当法人の沿革、事業内容などを紹介させていただきました。これからも道北地域の障害者支援にとってかせない存在であり続けるよう努力してまいりますので、今後においても引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。



【加工場（東旭川factory）】



【シルク印刷作業】



【グループホーム東旭川】



【農作業】



【法人本部】



【農福連携】

創立60周年記念事業

御 礼 の 挨拶

旭川精神障害者家族連合会

会 長 武 田 久 子

旭川精神衛生協会設立60周年おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

昭和45年発足の旭川精神障害者家族連合会（旭家連）は、設立以前から現在まで、精神衛生協会の方々から手厚い御支援を頂いてまいりましたことに厚く感謝申し上げます。

この度、私は令和7年7月5日旭川精神衛生協会表彰を頂きました。微力な私には何の取り柄もないのですが、これは旭家連の活動が周囲の方々に理解され、認められたことと考えると、有り難くお受けすることと致しました。誠にありがとうございました。

旭家連には設立当初から3つのスローガンがあり、現在もこのスローガンを目標に活動しています。

- ①病気がなったとき安心して治療が受けられるように
～精神病の医療費の10割給付～
- ②病気が治ったときすぐ働けるように
～精神障害者の雇用促進～
- ③病気が治らぬときも生活が保障されて暮らしていけるように
～充実した扶養年金制度の確立～

現在、旭家連は会員数が大きく減少しています。病院家族会も会員数が減少傾向にあり、唯一あった比布の地域家族会もなくなりました。その要因は高齢化にあります。情報化の現在、自分でSNSやインターネットで病気のことや薬の情報を知ることができるようになり、わざわざ家族会などに出かける必要がなくなったと考える人が

出てきたことにもあると思っています。

しかし、精神に障害を持った当事者を抱える家族にとっては、どんなにAIが発達しインターネットが普及しても、生きた人間としての悩みや苦しみを共有し語り合い、今を生きる同じ思いの家族がいて、「ひとりじゃない」と実感できる場所が必要です。家族だからこそ「わかり合える家族の気持ち」を大切に、励ましあっていかなければと考えています。

旭家連の家族相談会は、平成24年度から毎月第4土曜日の13時30分から開催しています。相談者は少ないときで2～3名でしたが、最近では12～13名のことが多く、その場で会員になってくださる方もいらっしゃいます。

当事者から家族への激しい攻撃や、幻聴に悩まされる当事者への対応、妄想で行動しようとする当事者への気配り、親亡き後の心配など、家族の尽きない悩みが語られます。経験談、失敗談も入り交じって語られ、最後には「また来ます」と清々しい表情で帰られるのを見るのが主催者としての喜びです。

当事者が自立した社会生活を営んでいくためには、国や自治体の制度的な支援体制が必要と考え、旭家連は様々な運動に取り組んできました。

【交通費助成について】

署名活動とバス会社や旭川市への要望活動を積み重ねてきました。

旭川市では、平成26年4月から精神障害者バス運賃半額助成が実現しました。令和6年6月から

は精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている当事者を対象に、タクシー乗車の場合500円、自動車燃料給油の場合350円の代金相当として利用できる券が40枚交付されるようになりました。

また、JRでは精神障害者割引（半額助成）が実施されていますが、100キロメートル以下は介護者同伴でなければ適用外という壁が残っています。

【医療費助成について】

平成28年度重度心身障害者医療費助成制度を精神障害者保健福祉手帳3級まで拡大することを求め、「実現する会」を結成して署名活動を開始しました。北海道議会に1回、旭川市議会に2回、要望書と共に署名を提出し、旭川市議会では採択はされましたが、残念ながら実現には至っていません。

奈良県、岐阜県、山梨県、愛知県をはじめ、全国の自治体では様々な形で助成制度が実現されてきていますので、旭家連としても実現するまで運動を継続していきます。

現在もまだ支援制度から、三障害の中で精神障害だけが取り残されているものもあります。精神障害者に対する偏見は、まだまだ残っているように思います。当事者が障害を持ちながらも、各々に合った生き方で前向きに生活していけるよう、皆様の一層の御理解をお願いいたします。

“病気が治らぬときも安心して暮らせるように”と願いながら、旭家連は今後も焦らず、諦めず、活動していきたいと考えています。

最後に、旭川精神衛生協会の今後の一層の御発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

創立60周年記念事業

地域に根ざした回復支援を目指して

旭川市立大学 保健福祉学部コミュニティ福祉学科 助教
アディクション回復支援研究会

「明日の会」共同代表 **五 所 卓 子**

はじめに

旭川精神衛生協会創立60周年という節目にあたり、個人功労という身に余る賞を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。長年にわたり地域の精神衛生の向上に尽力されてきた協会の皆さま、そしてその歩みを支えてこられた多くの関係者の皆さまに、深く敬意を表します。

私自身、精神保健福祉の分野に携わる中で、地域に根ざした支援の意義を日々実感しております。今回の受賞は、決して私一人の力によるものではなく、共に歩んできた多くの方々との出会いと支えの賜物であると感じております。この場をお借りして、改めて心より感謝申し上げます。

私とアルコール依存症者、そして断酒会との出会い

私が地域精神衛生活動に携わるようになったのは、今から約15年前のことです。きっかけは、当時相川記念病院の院長であり、精神疾患やアディクションの治療・回復に尽力されていた故・相川正志先生との出会いでした。先生から断酒会の見学を勧められ、初めて訪れたのが東雲断酒会でした。

当麻町で開催されたその会には、アルコール依存症のご本人やご家族など約20名が集まっており、人数の多さに驚いたことを覚えています。酒害体験発表では、仕事や家庭、金銭、健康など、アルコールによって影響を受けた人生が語られていました。涙ながらに語る方、力強く断酒を誓う方、沈黙を守る方など、さまざまな姿があり、その空気に圧倒され、時間があっという間に過ぎたことを今でも鮮明に記憶しています。

その後も複数の断酒会を見学し、参加者の語りや耳を傾ける中で、依存症という病の奥深さと、回復への道のりの険しさを実感しました。ある会では、断酒歴10年の方が「今でも酒の誘惑はある。でも、仲間がいるから踏みとどまれる」と語っていたのが印象的でした。その言葉には、支え合う関係性の力強さが込められており、私の支援観に大きな影響を与えました。

後日、相川先生から「アルコール依存症の人たちは一筋縄ではいかない。それを背負う覚悟はあるか」と問われた際、私は戸惑いながらも「努力はしたい」と答えました。この言葉が、私のアディクション支援への第一歩となりました。

支援現場での学びと気づき

その後、私は外来・入院を含む回復支援に携わるようになりました。アルコール治療病棟には常時40名ほどの入院患者がおり、院内では集団精神療法や作業療法、院内断酒例会、家族会など、さまざまな断酒教育プログラムが実施される中で、私は主に受療相談や退院支援を担当しました。

当初は、依存症に対する理解が乏しく、「どこが病気なのか」「どうすれば治るのか」といった疑問が尽きず、支援は常に手探りでした。大学時代にはアディクションについて学ぶ機会もほとんどなく、精神保健福祉士の資格を持っていても、現場で求められる知識や対応力には到底及ばないと痛感することが多々ありました。

3か月の入院治療を終えても、退院日に再飲酒し、同日に再入院するケースもありました。そのような状況に直面すると、私たちは「前回の治療

が足りなかったのではないかと考え、つい説得や説諭に傾いてしまうこともありました。支援者としての焦りや無力感が、患者さんとの関係性に影を落とすこともありました。

そんなある日、入退院を繰り返していた患者さんが、ふとこう語ってくれました。「退院したら絶対飲んでやろうと思っていた。でも、入院中は反省したふりをしていました。そう言わなきゃ誰も納得してくれないと思っていた」その言葉に触れたとき、私は衝撃を受けると同時に、どこか核心を突かれたような感覚を覚えました。そして、患者さんの本音に触れたことに、どこか嬉しさを感じました。それは、表面的な「回復」ではなく、心の奥底にある葛藤や思いに触れた瞬間だったからです。この患者さんの言葉を通して、私は支援の本質に気づかされました。回復支援とは、相手の本音に向き合うことから始まるのだと、深く実感した瞬間でした。

現在の取り組みと感謝

気がつけば、あれから十数年が経ちました。断酒会の中には20年、30年の回復歴を持つ方も多く、私は今も「新参者」として学び続けています。目の前の当事者が抱える社会的課題に対し、「非当事者の自分に何ができるのか」と問い続けてきました。

現在は大学で後進の教育に取り組む傍ら、2023年にアクション回復支援グループ「明日の会」を立ち上げました。依存症からの回復を目指す当事者や家族が安心して語り合える場づくりを目指し、対面とオンラインを併用した活動を展開しています。参加へのハードルや継続の困難さなど、さまざまな課題に直面しながらも、「いつかその人のタイミングで足が向く」と信じて、活動を続けています。

「明日の会」では、月1回の定例会を開催し、参加者が自由に語り合える時間を設けています。ある参加者は「ここでは自分を偽らなくていい」と語り、別の方は「誰にも言えないことも、ここなら話せる」と話してくれました。こうした声に触

れるたび、場の力、語りの力を実感します。

また、大学教育との接点も大切にしています。ゼミやサークル活動の一環として、学生ボランティアの参加を呼び掛け、学生たちが自ら支援のあり方を考える機会を設けています。ある学生は「依存症の人に対して偏見があったけれど、話を聞いて考えが変わった」と感想を述べてくれました。教育の場でも、支援の芽は確実に育っていると感じます。

地域社会との連携も今後の重要な課題です。行政や他団体との協働を通じて、より多くの人に支援の輪を広げていきたいと考えています。たとえば、医療機関や障害者自立支援センターとの連携により、依存症者への支援がスムーズになった事例もありました。

今後は、依存症からの回復を「医療」や「福祉」の枠のみにとどめることなく、地域全体で支え合う仕組みづくりを目指すことが、これからの支援のあり方としてますます重要になっていくと感じています。多様な背景を持つ当事者一人ひとりが、安心して地域で暮らし、それぞれの回復のプロセスを歩めるよう、あらゆる関係機関との連携をさらに深めていきたいと考えています。

おわりに

「私にできること」を模索しながら、これからも活動を続けてまいります。明日の会共同代表の大山氏、副代表の伊藤氏をはじめ、多くのボランティアスタッフの皆さま、そして活動を温かく見守り支えてくださる関係者の皆さまのご協力により、今日まで歩みを進めてくることができました。心より感謝申し上げます。

活動の道のは決して平坦ではありませんでしたが、そのたびに多くの方々に支えられ、励まされてきました。これまで活動を続けてこられたのは、ひとえに皆さまの温かいご支援とご協力のおかげです。かつて相川先生に伝えた「努力はしたい」という言葉を胸に、今もなお歩みを続けています。私の活動は微力ではありますが、一人でも多くの人々の笑顔につながり、この地域がより豊

かになるよう、少しでも力になればと願っております。

このたびの表彰を励みに、今後も地域社会の一員として、できる限りの貢献を続けてまいります。そして、回復を目指す人々と、それを支えるすべての人が、安心して暮らせる地域づくりに向けて、微力ながら力を尽くしてまいります。



《明日の会・近郊自助グループ・
旭川市立大学合同フォーラム》



《フォーラム後の座談会の様子》

精神保健福祉分野

改正精神保健福祉法について

旭川市保健所保健予防課

令和4年12月10日の臨時国会において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が成立し、同年12月16日に公布されました。これにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）についても一部改正されました。

今般の改正は、平成25年以来の大幅な改正であり、その概要は精神保健福祉法が障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものとされています。

また、この改正法の施行に伴い、関係省令なども改正されました。主な改正点について御紹介します。

1. 医療保護入院における「家族等」の同意関係

(1) 入院の同意や退院請求を行うことができる

「家族等」がDVや虐待の加害者である場合の取扱い

- ・「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- ・市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- ・当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができる。

(2) 「家族等」の同意についての意思表示

- ・「家族等」が同意・不同意の判断ができない場合には、「家族等」は意思表示を行わないこととすることができる。

- ・「家族等」の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができる。

2. 医療保護入院の期間の法定化及び更新の手続き

- ・医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6か月を経過するまでは3か月以内、6か月を経過した後は6か月以内とする。
- ・入院中の指定医による診察の結果、患者自らが同意して入院する状態（任意入院）になく、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院期間を更新できる。
 - ・対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・家族等への同意の確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
 - ・入院期間更新届の提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）

3. 入院患者への告知に関する見直し

- ・次の入院措置を行う場合の告知については、患者本人だけでなく、医療保護入院の場合は同意を行った家族等に、措置入院（緊急措置入院）については措置診察のための通知を行った家族等にも告知する。また、従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知する。
- ・任意入院の退院制限時の書面告知事項に理由を追加する。

4. 地域生活への移行を促進するための措置

- ・退院後生活環境相談員について、医療保護入院者に加え、措置入院者にも選任することを義務化する。
- ・従来努力義務であった地域援助事業者の紹介を義務化するとともに、措置入院者にも適用する。
- ・医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。

5. 措置入院時の入院必要性に係る審査

従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院の必要性に係る審査が必要となる。

6. 新規申請に向けた指定医研修の有効期間

精神保健指定医となるための研修を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能とする(従来は1年以内)。

7. 入院者訪問支援事業

市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。訪問支援員は都道府県等が選任し、研修等を実施する。

8. 精神科病院における虐待防止関係

(1) 医療機関における虐待防止の措置の義務化

- ・病院の管理者は、虐待防止のための研修の実施や相談体制を整備をする必要があり、指定医はそれに協力しなければならない。

(2) 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

- ・病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。また、業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

- ・通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地審査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- ・都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- ・都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

9. 自治体の相談支援の対象

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援については、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならない。

10. 市町村への支援に関する都道府県の責務

都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

本所においても、法の趣旨にのっとり、障害者の権利擁護を図るための施策を講じるとともに、相談支援の充実等により引き続き精神保健の向上に努めてまいります。

参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html (2026.1.20)

関係機関

地域の精神科クリニックとして心構えと今後について

永山メンタルクリニック

院長 昔農 雄太

令和7年5月1日、11年の長きにわたりお世話になった医療法人社団圭泉会 旭川圭泉会病院（以下、圭泉会病院）を退職し、旭川市永山で永山メンタルクリニックを開業しました。

この度は、私のために紙面を割いていただき誠にありがとうございます。何か有益な情報を届けたいと思いましたが、私が診療で大事にしていること、今まで学んできたこと、これからどうしたいか、などを書き連ねた結果エビデンスのない備忘録のようになってしまいました。申し訳ありません。

圭泉会病院に在籍中、多くの先生方に薫陶を受けました。特に圭泉会病院院長の直江寿一郎先生（以下、院長先生）は私の精神科医としての指針であり、今でも院長先生のような診療がしたいと努力しています。

私が圭泉会病院に後期研修医として入職した頃の頃、院長先生の新患外来の陪診につき、勉強させていただく機会を頂いていました。ここでの学びは私の精神科の基礎となっています。

初めて統合失調症の患者さんを陪診した時の話です。患者さんを呼び出してもなかなか入室せず、院長先生から患者さんと呼んでくるように指示されて待合室に向かうと、統合失調症の患者さんが著しい不穏を呈していました。全力で診察室への入室を拒否し、激しく抵抗をし、看護師複数名に両脇を抱えられている状態でした。普段の生活で見ることがない大人の大人が感情のままに振る舞う姿に私は戸惑い、どうしたら良いかわからず、患者さんに声すらかけずに院長先生が待つ診察室に逃げ帰りました。状況伝えると院長先生は

「仕方ないなあ、俺が行くか」と椅子から腰を上げ、患者さんのもとに向かい、「院長先生だよ、お話ししましょう」と伝えました。たったそれだけで、看護師さん達に両脇を抱えられていた患者さんが自らの足でスッと立ち上がり、落ち着いた表情で院長先生のあとを追って診察室に入っていました。新人だった私には何が起きたかわからず、精神科を10年以上経験した今の私にもあの時の院長先生と同じことができると思えません。その後の診察も患者さんは安心した様子で減裂なことを述べていました。私には患者さんが何を言っているのか理解できなかつたのですが、院長先生は頷きながら傾聴し、時に「こういうことでしょ」と確認しながら診察は進みました。先程まであれだけ怯えていた人が院長先生の前ではすっかり落ち着いており、この患者さんの中で何が起きているのか不思議でなりませんでした。院長先生からにじみ出る安心感が患者さんを落ち着かせたのでしよう。

あの安心感はどこから来るのか、院長先生に尋ねたことがあります。院長先生は「小さい時から患者さんが周りにいて、遊んでもらったり、話をしたりして、患者さんがいることが普通のことなんだよな」とおっしゃっていました。多くの人は自分と違うものを異質なものと警戒し、それが心の壁として表れます。心の壁がない院長先生の振る舞いは、繊細な方が多い患者さん達にとって、安心につながるのだと感銘を受けました。

一方、私は患者さんの訴えることを「治さなければいけないもの」という「異質なもの」として診てしまうクセがなかなか抜けません。どうにか

して治さなければと肩に力が入り、もっと元気にさせようと躍起になって、患者さんを追い詰めてしまいます。

ある時、患者さんからお怒りのお言葉を受けました。「先生は元気になるためにあれをしろ、これをしろ言いますが、死なないで生きているだけじゃ駄目なんですか。その日生きているだけじゃ駄目なんですか」と目に涙を浮かべながら訴えられました。いつも悲壮感漂う表情で声の小さな患者さんでした。そんな人からこんなに大きな声が出るのかと驚いたのと同時に、患者さんのためにとやっていたことが患者さんを傷つけていた事実を目の当たりにし、私は深く反省しました。また、他者からぶつけられる怒り、それも弱っている人から振り絞られた怒りを受けて、私はとても動揺したのを覚えています。他者と交流なく、臥床がちで、孤独に暮らす患者さんの生活を、未熟な私は「よくないもの」としてとらえ、患者さんが不幸だと決めつけていたのです。それを治すのが医療だと思いこんでいました。今にして思えばとても傲慢な考えだと思えます。患者さんに必要だったのは、まずはその頑張りを労ってあげること、患者さんのおっしゃっていることを受け入れてあげること、共感することだったのだと今ならわかります。あの時の患者さんから頂いた言葉がなければ、私は今も患者さんを追い詰めるような医師であったのだろうと怖くなります。

しかし、あの時あれほど反省したのにも関わらず、この悪癖は未だに抜けておらず、外来が立て込んでくると「すぐに解決しよう、すぐに良くしよう」と肩に力が入ります。外来で「あ、早口になっているな」「前のめりだな」と焦っているのを自覚すると、あの時に患者さんの言われたことを思い出し、院長先生のように振る舞うようにしています。

「精神科には経験が必要だ」と院長先生はよくおっしゃっていました。確かに、ある患者さんの困りごとが他の患者さんの困りごとにつながり、「あの人はあんな気持ちだったな、この人もそう

なのかな」と目の前の患者さんの気持ちを推し量ったりと共感する助けになっています。

病棟で食事を拒否している患者さんがいました。どうして食べないのか、何が嫌なのか、様々問いますが患者さんは言葉を濁してしまいます。途方に暮れて院長先生に相談したところ、一緒に診察してくださることになりました。患者さんに挨拶して、数回言葉を交わしたあと、院長先生がおもむろに「内臓が腐ってて食べられないんでしょ？」と患者さんに尋ねました。横で聞いていた私はその突拍子もない問いにびっくりしましたが、それ以上に心の内を言い当てられた患者さんはもっと驚き、目を丸くして「そうです！どうしてわかったんですか？」と尋ねていました。あの短いやり取りで院長先生がどうして患者さんの苦しみをわかってあげられたのか、どれだけ経験を積みばあの領域に達することができるのか未だにわかりません。しかし、この経験を得たことで、「内臓が腐っていると感じているかもしれない」と頭の片隅に思いつくことができるようになりました。こうした臨床経験が診療の場面で役に立つのはもちろんのこと、日々の生活で得た経験も役に立つのが精神科の良いところだと思っています。仕事の失敗、人間関係の失敗、人生の挫折など、普通に生活していれば辛い経験ではありますが、そうした経験が診察室では患者さんに「そうだね」と伝えてあげられる強みに変わります。

当院が開業して月日が経ち、気をつけるべきことが見つかりました。

1つ目は余裕を持つことです。開業当時は「じっくりと患者さんに向き合うクリニックを作りたい、患者さんが安心できる場所を提供したい」と思っていました。しかし、沢山の患者さんの助けになりたいという思いから外来の枠を詰めすぎてしまうことが続きました。そうすると急患、急変の患者さんに対応できなくなり、患者様御本人や関係者の皆様に御迷惑をかけることが度々ありました。自分がどこまで対応できるのか、できないのか、それを見極める能力が必要だ

と感じています。また、忙しくなればなるほど焦りや疲れがたまり、それが前述のような態度にも表れます。診療の質を保てる外来数の把握が必要です。それを思うと、診療に必要な時間を十分に与えてくれた圭泉会病院の職場環境は本当に恵まれていたなと感じています。

2つ目は新しい診療方法との関わり方です。オンライン診療が一般的になりつつあり、当院でも「病院の予約がとれなかったのでオンライン診療で薬を出してもらいました。診断書も書いてもらいました」とオンライン診療から当院に転医される患者さんが何人もいらっしゃいます。患者さんの立場からアクセスのしやすさは非常に有益だと思いますが、医療として質が保てているのか疑問に思う対応をされているところも度々見受けられました。また、AIの進化によって自身の心の内をAIに相談し、話したいことをまとめてきたり、アドバイスを受けて慰められてくる患者さんも度々みられます。

ある患者さんは前回受診時の悲痛な表情と打って変わって笑顔なので、何か調子が良くなるようなことがあったのかを尋ねると、「AIがすごく肯定してくれたんです」と嬉しそうに答えていました。自分では笑顔にできなかった患者さんをAIが癒やした。その事実には敗北感を覚えるとともに、地域の患者さんは地域の病院が対応し、患者さんは人間である医師が治療する、そんな常識が通じない世界がきているのかなと薄ら寒い感じがしました。

今後、AIの発展とともに人間にしか扱えなかった「心」という分野もAIが適切に対処する時代がくると私は考えています。その時、地域の診療所として患者さんに必要とされるにはどうしたら良いのでしょうか。

オンライン授業や通信制大学の離脱率は対面式より高いと言われていています。「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」によれば、「中退者・休学者の

うちには、オンライン授業の実施等によりキャンパスへ通う機会が十分に得られなかったことで、学生同士や、学生と教職員との人的交流ができていないと感じた者がいたことも考えられます。」とのことでした。

様々な解釈ができると思いますが、私はどんなにAIやオンラインが進化しても、「人的交流」が大事なのだと考えています。これからの病院はただ診断して薬を出す場所ではなく、「この先生に会えるから、この先生に話を聞いてもらえるから」と患者さんに思ってもらえる場所であることが大事なのでしょう。そうなると思います。そうなると思います。見た、たった一言で患者さんを安心させた院長先生のような精神科医にならねばと思います。

トピックス

地域福祉の実現に向けて活動する 障がい福祉サービス事業所 あいねっと

障がい福祉サービス事業所 あいねっと

職業指導員 石田 光 幸

●事業所の概要

これまで、愛別町内には障がい者のための事業所がありませんでした。そのような中で、利用者の方や保護者及び町内福祉関係者の期待を担い、平成23年4月1日、特定非営利活動法人「あいねっと」として法人を設立し、同年、共生型交流館「ぼんて」が設置され、誰もが皆住み慣れたこの地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、障がい福祉サービス事業所「あいねっと」として活動を開始しました。

●運営基本方針

1. 利用者サービスの充実

- ①利用者の方の希望に沿った個別支援計画を立て、利用者主体のサービス提供に努める。
- ②苦情解決体制の充実、個人情報管理体制の整備、職員相互の研鑽に努め、福祉サービスのスキルアップを図る。

2. 地域・関係機関との連携体制の構築

- ①愛別町をはじめ関係機関と連携し、上川町、当麻町、東川町、比布町及び旭川市等から通所する利用者の生活の質向上を目指す。
- ②市町村、相談支援事業所及び近隣事業所と連携し、支援の質向上に取り組む。
- ③きのこの里フェスティバルなど愛別町内のイベントや催事に、焼き立てパンをはじめ手作り石けんなど小物販売で参加し、町民や関係機関・団体との連携構築に努める。

3. 共生型事業の展開

- ①共生型交流館「ぼんて」において、愛別町、愛別町教育委員会との連携・協力で「まちなか子ども文庫」、旭川ケーブルテレビ(株)の「ポテトサービスセンター愛別サテライト」併設、趣味のサークル活動や自主イベントを行うスペースを設置し、「世代間地域交流事業」を展開し町民の利便性を図る。

現在、当事業所では就労継続支援B型事業として、次の事業を運営し就労の機会や生産活動の提



◆あいねっと外観



◆共生型交流館「ぼんて」

供を行っています。

- ・パン製造販売事業
- ・共生型交流館「ぼんて」事業
- ・食の自立支援事業配食サービス
- ・クリーニング事業
- ・制作小物販売事業
- ・公共施設清掃事業
- ・リースキン事業
- ・施設外作業事業

○パン製造販売事業では、店内及び作業場は常に消毒や換気を徹底し感染予防対策に努めています。店内及び作業場の清掃は午前・午後の1日2回行い、パン作業、接客、外販など様々な作業があり、それぞれの役割分担を決めて作業を行っています。毎日の朝礼時に外販の確認と個別に作業内容の確認を行い、スムーズに作業を行えるようにします。そして得意、不得意なことを考慮した上で苦手なことを克服できるように利用者に寄り添い個々の能力向上に努めています。季節に応じたパンの販売や、作業工程が難しいパンにもチャレンジして売り上げに貢献することを意識しています。パン作業のない曜日は各々の自主性に任せ工賃袋の飾り作りや封筒作り、小物作りなどを行っています。それぞれが自分で考えて行動し自主性を養い、有意義な作業時間を過ごせるようアドバイスや見守りを行っています。パン焼き作業はオーブンを利用するので、火傷などの怪我につながらないように常に職員が見守りながらパン焼き作業にあたります。喫茶についても火傷の恐れがあるホットコーヒーは職員が作り、利用者にはコーヒーカップなどのセッティングを行ってもらい

ます。アイスコーヒーは利用者がメインで行い、職員は見守りと必要に応じて声掛けを行います。店頭での商品の受け渡しや、ポイントシールの取り扱いは利用者に行ってもらい地域住民とふれあう機会をつくり交流を深めています。接客の楽しさを知ってもらい、一般就労でも役立つような接客を身に付けられるよう支援をしています。そして、怪我や事故につながることをないように日々緊張感を持って作業に取り組んでもらえるよう支援をしています。

○共生型交流館「ぼんて」事業では、愛別町教育委員会との連携により、まちなか子ども文庫を開設し子ども向けの図書の貸し出しを行い、親子で気軽に利用できるよう明るく静かな空間づくりを行っています。

○食の自立支援事業配食サービスでは、愛別町の委託事業として活動している業務であり、主に配達、回収、安否確認作業を職員と共に取り組



み、就労支援を図っています。多くの高齢の方
にふれあい、挨拶や会話を通じて地域の方と関
わることができ社会とのつながりを感じられる
よう支援をしています。

○クリーニング事業では、現在2名のクリーニ
グ師が常駐し、葬儀社10か所、旅館2か所及び
宿泊研修施設をはじめ、愛別町内企業、個人宅、
学校及び公共施設からの受注を受け、布団や枕
のほか、シーツ類、タオル、テーブルクロス、
浴衣、作務衣などリネン製品のクリーニングを
行っています。クリーニング物集荷後、手作業
で仕分けし汚れを見つけ前処理（染み抜き）後、
業務用の機械を使って洗濯・乾燥を行い、布団
カバーやシーツ類などは大型ロール機によるア
イロン掛けをして整形に畳み、袋詰めをし、納
品を行っています。布団は、敷布団が1度に12
枚ほど可能な布団専用洗濯機で洗濯を行い、オ
ゾン発生装置付き布団専用乾燥機を使用し6枚
ずつ乾燥温度80℃で3時間の乾燥を2回行い仕
上げます。クリーニングの取扱量は、令和5年
5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5
類感染症になったことから催事や宿泊客などが
増え、全体の集荷量が増加し続けています。利
用者一人ひとりがその状況を理解し、自発的に
作業に取り組む姿勢が見られます。集荷から納
品までのクリーニング全般の作業を、利用者全
員で協力し合いながら仕上げるということを目
標にしています。利用者が自信を持って作業に

取り組めるよう作業工程を掲示し、作業内容を
より理解しやすく実践に結び付くよう努めてい
ます。また、浴衣や作務衣を仕上がり良く綺麗
に畳むことなど、持っている技術や能力が利用
者一人ひとり異なるため、各利用者にあった作
業提供を心掛けています。

○制作小物事業では、販売用の小物作りは利用者
一人ひとりの得意分野、創作力、制作速度を考
慮しながらアクリルたわし、靴下のハギレを
使った敷物、キーホルダー作りを行っており、
共生型交流館「ぼんて」での販売や、各種イベ
ントで販売を行っています。手作り石けんは、
在庫量の安定と品質の向上を目指し、職員と利
用者で試行錯誤しながら固形石けんと粉石けん
の制作に取り組んでいます。特に、気温の高い
時期は石けんが固まりにくいので涼しい時期に



作り置きをして生産量の安定を図っています。また、利用者の母校である学校祭で販売するものには、在校生や教職員、父兄の方々など学校関係者にあいねっとの取り組みを知ってもらえるよう、パッケージに利用者の顔写真を入れています。資源リサイクル業者から受注の食器・調理器具選別・梱包や雑貨選別作業は、取り組む利用者が少なく収益も低い業務ですが、仕事の対価として報酬を得る喜びや、協力して働くことにより責任感ややりがいを感じられるよう支援を行っています。

○公共施設清掃事業では、愛別町から業務受託し4月から10月まで公園草刈り清掃及び公営住宅等維持管理を行っており、公園の草刈り・集草搬出、除草剤散布、ゴミ収集、ベンチ及びトイレ清掃を行っています。公営住宅等維持管理では、公営住宅及び町営住宅周辺の草刈りを行います。これらの業務は、「愛別町の美化を推進し、環境に配慮する」ことを大きな目標とし、

屋外で作業することで、利用者の気分転換や体力づくりを兼ねて取り組んでいくことを活動の基本的姿勢として実施しています。業務に従事する利用者は、各作業の流れを把握しているため、利用者個々の能力やペースで作業に取り組んでもらいます。草刈りは、草刈り機械を使うため体調面や安全面に配慮した支援を行います。日中の天候状況に応じて作業の回数や時間配分を行い、利用者が集中して作業ができるように活動を行っています。また、屋外での活動が主となることから、住民との関わり合いの中で地域とのつながりをより深められるよう活動しています。さらに、住民の生活環境や憩いの場を管理することを担うことから、作業能力や責任感の向上とコミュニケーションを高めることを目指しています。

○リースキン事業では、愛別町役場等公共施設7か所及び小・中学校のモップ・玄関マットの交換、ペーパータオルの補充を行っています。年



間の活動日数は約50日と毎日の活動ではないため作業にあたる利用者には週・月単位で活動日程を明確に伝え、意思・能力・特性・心身の状況に即した適切な声掛けと励ましを行い、利用者の主体的な活動参加を目指し取り組んでいます。モップ交換は、全体の流れに留意し器具の破損を防ぐため具体的な作業手順を伝え、作業が充実するよう支援を行っています。また、一緒に作業を行っている仲間と楽しく働ける雰囲気づくりを心掛けながら、施設外での作業になるため一般社会でのルールやマナー、働くことの意義や人とのコミュニケーションの大切さを学び、社会の一員として自覚や喜びを実感できるよう支援を行っています。

○施設外作業事業では、愛別町内文書発送業務、認知症予防事業脳の健康教室楽しく脳トレ部「学習サポーター」、高齢者住宅の通路除雪を行っています。愛別町内文書発送業務は愛別町から業務受託し、行政区ごとに分けられた公文書等の配布数確認及び梱包作業後に各行政区長宅へ配送を行っています。認知症予防事業脳の健康教室楽しく脳トレ部への「学習サポーター」は愛別町保健福祉課から依頼され、毎週金曜日2時間程度高齢者に字の読み書きや算数を教えながら、地域住民との交流を深めています。高齢者住宅の通路除雪は、愛別町社会福祉協議会から業務受託し、12月から翌年3月まで高齢者

住宅の通路除雪を行っています。これらの業務は多種多様な作業であり、利用者個々の能力やペースに合わせて取り組んでおり、特に、除雪作業は労力が必要になりますので、利用者の体調を細かく確認するとともに、天候などの情報を十分把握し安全を第一に取り組んでいます。施設外作業に関しては、地域住民や企業の方との関わりが多いため、挨拶や丁寧な言葉遣い等、あいねつとを代表して作業を行っているということを利用者へ意識してもらいながら、より一層就労意欲の向上につながるよう努めています。

●おわりに

今後も、各種作業を通じて就労の機会を提供するとともに、地域の需要に応じた生産活動を行うための知識及び能力向上を目指して必要な支援を行います。一人ひとりの障がい特性に応じた支援及び基本的な働く力を身に付けるよう取り組みます。また、利用者工賃の維持や確保のために、創意工夫と努力を重ね作業の質を高めていきます。利用者の特性を理解した上で、体調、精神面及び安全性に十分配慮し、急な作業変更や作業量が過度な負担にならないように留意していきます。一般就労を目指す利用者へは、関係機関と連携し就労に関する情報提供や履歴書作成・面接練習の時間を設け個々に必要な支援を行いスキルアップの向上を目指します。



トピックス

楽しく働き続けられる就労継続支援B型事業所

就労継続支援B型事業所 でこぼこW

管理者 野口 諄 介

誕生の背景と理念

就労継続支援B型事業所でこぼこWは株式会社でこぼこの3事業所目として2024年4月に開所している。もともと児童発達支援・放課後等デイサービスを2箇所行っており、そこに通う児童の保護者より「子どもの将来が心配」という相談を受けたことがでこぼこWの開所のきっかけである。

児童デイには2歳～18歳までの児童が通所可能となっており、療育プログラムを元に支援を行ってきた。だが、18歳になった時点で児童は卒業となる。その中で発達障がい等を抱える子の保護者として自身の子が将来働くことができるのか、生活していくことができるのかと一抹の不安を抱えていることを知り、一度関わった児童が児童デイを卒業してその先もつながり続けられること、同じ会社で就労支援までを行えることで少しでも保護者の安心感につながるのではないかと思い、でこぼこWを開所することとした。

でこぼこWは株式会社でこぼこの理念である「でこぼこを活かし合う社会をつくる」をもとに、「楽しく働くこと」「居場所となること」を方針として掲げている。でこぼこを活かし合う社会とは人々はでこ（好き、得意）とぼこ（嫌い、苦手）の両者を持っており、それらを活かし合う状態をつくること、つまり得意なことで苦手な人をサポートしたり、反対に苦手と表現することで得意な人が輝けるチャンスをつくるという状態を活かし合う状態と考えて、苦手を克服するだけでなく、苦手でも誰かのためになるという考え方を大切にしている。

その理念をもとにでこぼこWでは、「でこ」「ぼこ」の両者を表現しやすい環境づくりとして、作

業中に会話をしてもよいこととしている。「仕事」として捉えた際には作業中の会話は集中できないなどのイメージもあると思うが、でこぼこでは自己表現を第一に大事にしていることから、いつでも自己表現ができるように作業中の会話をOKにしている。

また、会話を楽しむこと、作業を楽しむことで一時的な就労ではなく働き続けたいと思える継続性につながることで、それらがいつの間にか自分を表現できる場としての居場所につながることを目指して、日々支援を行っている。

カフェを通じてつながる就労B

でこぼこWの主な作業内容にカフェでこぼこぼてとの運営がある。店名のとおりじゃがいもを使ったランチやデザートを提供している。

利用者は接客や厨房などのカフェ作業に従事する。前述していた自己表現という点において、自身を表現する場所として事業所だけでなく、地域や社会と広い場面で表現できるようになってもらいたいとの思いから、カフェにてお客さんと触れ合ったり、調理を通して生活スキルを獲得したりできる環境づくりに努めている。

また、カフェを運営することにした理由として、就労継続支援B型事業所を知ってもらえる場所となるようにとの思いもある。なんとなく聞いたことのある就労Bという文言が実際にどんな場所でどんな人が働いているかを知っている人はまだまだ少ないことから、お客さんが見に来れる、知れる場所としてカフェを運営することで就労継続支援事業所のこと、そこで働く人のことを知ってもらえる場所となっている。

さらに、でこぼこWはこれから就労Bを探す人たちの情報収集の場として活用してもらいたいことから、でこぼこW以外の4事業所の生産品を販売しており、でこぼこWに来たら就労Bのことがわかる、好きな作業、自分に合った雰囲気など自身が働きたいと思える事業所選びをしてもらうために色々な情報発信の場としてカフェを運営している。

つまり、でこぼこWはこれから就労Bで働く人や地域住民が就労Bを知れる場所などの情報とつながれる場所を目指している。

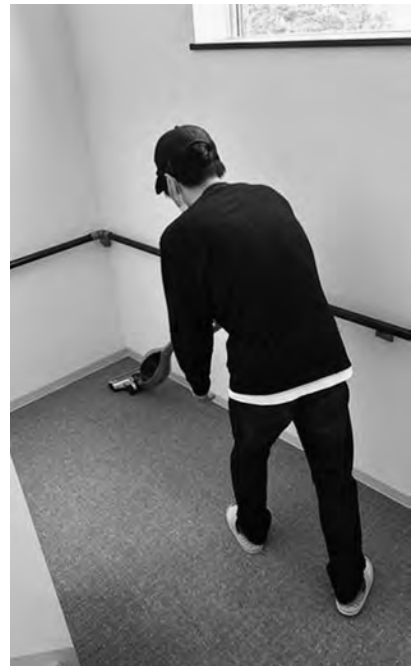
楽しく働く < 楽しく生きる

でこぼこWでは、楽しく働くことを大事にしている。これは単に仕事を楽しくできればよいとい

うことではなく、その先の人生を豊かに楽しく生きていけるようにとの意味がある。誰もが人生を楽しめるものにしてもよいはずであるにも関わらず、何らかの制約や難しさにより、人生の選択肢が狭まってしまっていることがあり、十分に人生を楽しむことができていない人がいるだろう。

そこででこぼこWとしては、働くだけでなく、私生活、人間関係など生活全体の充実を図れるように日々支援を行っている。今がよければよいのではなく、この先の人生をどう過ごしていきたいのか話を聞いて、そのために必要な要素はなんだろうと一緒に考えていくことを心がけている。

働くことは人生の一部であり、なりたい自分、やりたいことを実現できるように就労を通してサポートしている。



でこぼこWの利用者インタビュー

Q 1 就労Bに通うきっかけは？

Q 2 就労Bへ通う前はどんな気持ちでしたか？

Q 3 就労Bで働いてみてよかったことは？

Q 4 就労Bで働いて変わったところがありますか？

Q 5 これからの目標は？

「30代 Aさん」

Q 1

自立に向けた支援としてボランティアなどに参加していた際に、担当してくれた方を通して、検査を受けることになり、大人になってから自身が障害を持っていることを知った。その後、就労Bを教えてくれて、やってみないかと誘われて通所することになった。

Q 2

小学校の頃のいじめ、不登校などから対人恐怖症となり、バスに乗れなかったり、商業施設など人がいっぱいいるとこにいけなかった。そのような状況であったため、不安が強かった。

Q 3

これまで複数事業所に通所してきたが、どの事業所でも違うことを身につけることができ、どの事業所が欠けても今の自分にはなれなかったと感じている。具体的には生活習慣、マナー、これまでに経験したことのないこと、楽しく働くということなどを身につけることができた。

Q 4

責任感を強く持ちすぎてしまい、肩に力が入ってしまう人であったが、責任感を持ちつつも楽しく向き合うことを身につけることができ、その結果、力を抜きながら仕事に取り組むことができるようになった。

Q 5

一人暮らしをして自立に向けてがんばっていきたい。

「60代 Bさん」

Q 1

元々ヘルパーのサービスを受けていたが、途中で使わなくなり、その後しばらくしてから最近の様子を聞くために当時関わってくれていた相談員が連絡をくれたことをきっかけに就労Bを紹介してもらい、見学や体験を経て利用となった。

Q 2

どんなところだろうという不安があった。自尊心が低いと医師からも言われており、自尊心をつけるためにがんばろうという気持ちもあった。

Q 3

会話のやり取りをスムーズに行える人が多く、話せる人たちでよかった。働く時間があることで気持ちの切り替えができるようになり、楽になった。

Q 4

働くことで社会に出ているという気持ちを持ってうれしい。職業を聞かれたときに働いてますと言えることが自尊心の向上につながっている。

Q 5

できることを精一杯やって生活していきたい。

孫が生まれたばかりだから娘のサポートしていきたい。

「20代 Cさん」

Q 1

学校の先生から勧められて、見学や体験を行った。

Q 2

どんなことをするのか？と思っていた。あまり覚えていないけど多分不安はあった。

Q 3

仕事が楽しいと思えた。ひとりだと寂しい分、事業所にきたら話せる人がいるから楽しい。

Q 4

やったことがないことに取り組めてよかった。

Q 5

あみぐるみなどを作れるようになりたいと思っている。今は一つのことを極めることができるようにがんばっている。

「20代 Dさん」

Q 1

デイケアで相談した際に就労Bがたくさんあることを教えてもらって知った。その後、見学等を行い利用となった。

Q 2

がんばらなきゃと思っていた。

Q 3

手芸をメインに行う予定であったが、他の作業にも興味が出て、いざやってみると、できないと思っていた仕事（接客等）ができるようになった。

Q 4

いろいろな人としゃべることが多くなった。

Q 5

通い続けること！

「40代 Eさん」

Q 1

ケースワーカーさんに家の近くに新しく就労Bができることを教えてもらい、行ってみないかと

勧められて見学へ行き、利用を開始した。

Q 2

行く前は本当にやっていけるのか、怒られないか、自分にできることがあるのか、不安がとても強かった。

Q 3

最初不安はあったが、今は楽しくてしょうがない。いろんな人と話せて、特に趣味の話をするのが楽しいと感じている。

Q 4

働く前まではひとりだったけど、話せる人が増えた。年代の違う方とも少しずつではあるが話せるようになり、話せる人の幅が増えてきた。

怒られるのが怖かったりと不安があったが、今では不安感が減った。

Q 5

働き続けながら、今のまま、気ままに生活していきたい。

令和7年3月31日

令和6年度 旭川精神衛生協会決算

収入額 2,270,411円
 支出額 1,426,105円
 残 額 844,306円

【一般会計】

[収入の部]

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B - A)	備 考
繰 越 金	972,657	972,657	0	
会 費	383,000	315,000	△ 68,000	A 会員 @10,000×16 160,000 B 会員 @5,000×23 115,000 C 会員 @1,000×40 40,000
会報誌広告掲載料	180,000	165,000	△ 15,000	広告費 @5,000×5 25,000 広告費 @10,000×2 20,000 広告費 @20,000×6 120,000
寄付金及び交付金	697,000	772,490	75,490	旭川精神医学研究会 (協会運営) 500,000 旭川精神医学研究会 (ボランティア講座) 100,000 道精神保健協会 (ボランティア講座) 72,000 道精神保健協会 (ボランティア講座・追加) 75,490 道精神保健協会 (啓発事業) 25,000
雑 収 入	40,003	45,264	5,261	預金利息 388 精神保健ボランティア受講料 16,500 戻入金 28,376
合 計	2,272,660	2,270,411	△ 2,249	

[支出の部]

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B - A)	備 考
1 管 理 費	237,000	211,191	△ 25,809	
①消耗品費	115,000	109,333	△ 5,667	
②通信運搬費	65,000	63,642	△ 1,358	
③手数料	39,000	21,016	△ 17,984	
④広告料	10,000	10,000	0	
⑤使用料及び賃借	6,000	5,200	△ 800	
⑥負担金	2,000	2,000	0	
2 精神衛生普及啓発費	1,179,000	1,143,372	△ 35,628	
①普及啓発事業費	380,000	351,255	△ 28,745	
②会報誌発行費	577,000	546,738	△ 30,262	
③ボランティア養成費	222,000	245,379	23,379	
3 活動援助費	257,000	58,842	△ 198,158	
①断酒会活動援助事業費	100,000	29,750	△ 70,250	酒害相談 (旭川市保健所内)
②精神障害者援助事業費	100,000	0	△ 100,000	
③精神衛生活動援助事業費	50,000	25,132	△ 24,868	みんなねっと、びっぷひだまりの会、ほっと相談
④振込手数料	7,000	3,960	△ 3,040	
4 雑 費	30,000	5,000	△ 25,000	
5 予 備 費	569,660	7,700	△ 561,960	
合 計	2,272,660	1,426,105	△ 846,555	

【特別会計】 (資産)

基本財産	内 訳	利息相当分	備 考	
4,797,200円	昭和55年9月 保健文化賞	2,500,000円	普通預金残高 (R7.3.31) 46,744円	令和6年度収入
	昭和63年3月 松下 覚氏	100,000円		
	平成3年4月 古本 博氏	200,000円		
	平成3年4月 相川正義氏	300,000円		
	平成6年12月 相川正義氏	500,000円		
	平成13年11月 塚本隆三氏	500,000円		
	平成15年3月 相川正志氏	100,000円		
	平成18年11月 相川正志氏	100,000円		
	平成22年2月 塚本光子氏	300,000円		
	平成26年7月 松下玲子氏	50,000円		
	平成27年7月 相川正志氏	100,000円		
	令和3年12月			
	第64回精神保健北海道大会残金繰入金	47,200円		
			決算利息 25円	
			解約利息 0円 (大会口座解約)	
			計 214円	

令和6年度 旭川精神衛生協会事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

- 1 総 会**
- 開催日：令和6年5月21日
会場：大雪クリスタルホール
第2・3会議室
- ・7月14日 北海道断酒連合会 総会 2名
 - ・7月17日 旭川市立大学・旭川連合断酒会
交流・研修会 7名
 - ・7月20日～21日 北海道ブロッカー泊研修会
5名
- 2 普及啓発事業**
- 精神衛生に関する講演会
テーマ「思春期のこころのサインへの
理解と対応」
- 開催日：令和6年10月11日
会場：旭川大雪クリスタルホール
大会議室
- 参加者数：116名
- ・8月25日 西部地区連後志交歓会・小樽断
酒会創立50周年 11名
 - ・9月29日 北海道アメシストの集い 1名
 - ・10月13日 第61回全国（大阪）大会 4名
 - ・10月18日 旭川連合断酒会 合同例会 27名
 - ・10月20日 第52回北海道ブロック（釧路）大会
6名
 - ・11月9日 エスバーツ普及促進セミナー in
函館（ズーム参加）
 - ・11月10日～16日 アルコール関連問題啓発
週間
（関係機関にティッシュ・チラシ・ポスター配布）
 - ・12月4日 旭川市立大学・断酒会・明日の会
合同大会 8名
 - ・12月11日 道北地方物質使用障害研究会10
周年記念 6名
 - ・1月20日 旭川連合断酒会 合同例会 21名
 - ・1月24日 相川記念病院新年断酒例会 2名
 - ・2月7日～9日 第53回北海道大雪断酒学校
19名
- 3 精神保健ボランティア講座**
- 「やさしい精神保健講座」
- 開催日：令和6年9月5日～10月3日
会場：旭川市ときわ市民ホール
回数：全5回
参加者数：33名（延べ数137名）
- 4 会報誌発行**
- 会報誌「旭川精神衛生」第103号
令和7年3月1日 400部発行
役員及び会員に送付するほか、全国163か所
の医療機関、公的研究機関等に寄贈した。

(2) 精神衛生活動援助（精神衛生にかかる自主活
動等への事業費補助）

5 精神衛生活動援助事業

- (1) 断酒会活動援助（断酒活動への補助金交付）
- 例会開催日数 190日（260回）
酒害相談（旭川市保健所内） 10回
例会・講演会・研究大会等
- ・4月10日 旭川連合断酒会 総会 25名
 - ・5月12日 北部地区連合会 総会 13名
 - ・5月19日 江別断酒会50周年記念大会 12名
 - ・7月9日 旭川連合断酒会 合同例会 24名

- ・旭川障害者家族連合会
「みんなねっと北海道大会」参加
- ・びっぷひだまりの会
「びっぷひだまりの会（団体定例会）」開催
- ・メンタルケア協会旭川ほっ！と相談実行委員会
「ほっ！と相談」開催

旭川連合断酒会例会・酒害相談（令和7年度版）

酒をやめたい人、酒でお悩みの方、一度御相談ください

旭川連合断酒会（会長：舘小路 俊男）

事務局 〒070-0034 旭川市4条通15丁目1208-1 佐渡屋ビル3階310

大山 典泰（☎090-1527-4489）

◎連合合同例会／1月・4月・7月・10月の各月第2週目の担当断酒会例会 19：00

(1) 旭川断酒会（会長：石田 光昭）

事務局 〒070-8043 旭川市忠和3条5丁目9-6 石田 光昭方

（☎090-7056-4166）

◎例会 毎週（水）19：00 いきいきセンター新旭川 新富1条2丁目

（☎0166-27-2287）

(2) 旭川断酒会新生会（会長：舘小路 俊男）

事務局 〒079-8415 旭川市永山5条10丁目1-8 千代 尚彦方

（☎090-7650-7551）

◎例会 毎週（火）19：00 東光公民館 東光10条3丁目

（☎0166-35-1708）

第2（火）19：00 松原康夫宅 東旭川北1条6丁目

（☎0166-36-1147）

(3) 旭川東雲断酒会（会長：浅田 敏光）

事務局 〒071-8102 旭川市東鷹栖2条3丁目 浅田 敏光方

（☎090-1648-2070）

◎例会 毎週（金）19：00 永山公民館 永山3条19丁目

（☎0166-48-1659）

(4) 旭川中央断酒会（会長：加藤 浩一）

事務局 〒070-0034 旭川市4条通15丁目1208-1 佐渡屋ビル3階310 大山 典泰方

（☎090-1527-4489）

◎例会 毎週（月）19：00 ハイッかるな 9条通14丁目24番地

（☎090-9515-7368）

○旭川精神衛生協会規約

- 第 1 条 (名 称)
本会は旭川精神衛生協会と称する。
- 第 2 条 (事 務 局)
本会の事務局は旭川市保健所内に置く。
- 第 3 条 (目 的)
本会は地域住民の精神衛生に関する知識の普及につとめ、精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。
- 第 4 条 (事 業)
本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 精神衛生に関する知識の普及啓蒙
2. 精神衛生に関する調査研究
3. 精神衛生に関する諸施策の促進
4. その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第 5 条 (組 織)
本会はこの目的に賛同した関係機関、団体、個人を以て会員とする。
- 第 6 条 (役 員)
本会は次の役員を置く。
会長 1名、副会長 2名、理事 若干名(内若干名は常任理事とする。)、監事 2名
- 第 7 条 (役員選出)
会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。
理事及び監事は、会員の中から総会においてこれを選任する。
- 第 8 条 (役員職務権限)
1. 会長は、本会を代表して会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は本会の会務を処理する。
4. 監事は会計を監査する。
- 第 9 条 (役員任期)
1. 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後でも後任者の決定するまで引続き、その職務を行う。
- 第 10 条 (名誉会長・顧問・名誉会員)
本会に名誉会長・顧問・名誉会員を置くことができる。名誉会長・顧問・名誉会員は理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。
- 第 11 条 (表彰・感謝状の授与)
本会の事業推進の顕著な功績又は特に運営について尽力された団体又は個人に対して、理事会の決議を経て会長がこれを表彰又は感謝状を授与する。
- 第 12 条 (職 員)
本会の事務局には次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。
事務局長1名、幹事3名、書記若干名
- 第 13 条 (会議の開催)
1. 会議は総会、理事会とする。
2. 総会は毎年4月又は5月開催し、必要のあるときは臨時に開催することができる。
3. 会議は、会長が必要があると認めるときは、書面により行うことができる。
- 第 14 条 (職務権限)
総会には次の事項を附議する。
1. 事業計画、歳入歳出、予算及び決算の承認
2. 規約改正等の承認
3. 役員を選任
4. その他重要な事項
- 第 15 条 (理事会)
理事会には、次の事項を附議する。
1. 事業計画、歳入歳出予算の作成
2. その他会長が附議した事項
- 第 16 条 (経費の支弁及び会計年度)
1. 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入を以てこれにあてる。
2. 本会の資金は、郵便貯金又は確実な金融機関に預け入れるものとする。

3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
4. 毎年4月1日から当年度予算成立までの間は、総会で承認を得た場合を除き、前年度予算総額の6分の1以内の額で暫定予算を編成し執行することができる。
5. 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第17条 (会費)

1. 本会の会費を次のとおりとする。

A会員	年間	10,000円
B会員	年間	5,000円
C会員	年間	1,000円
特別会員	全額免除	(本会の目的の達成のため、会長が必要と認めた者に限る。)
2. 会費3ヵ年未納の場合は、脱会したものとみなす。

附 則

1. この規約は、昭和40年1月18日から施行する。
2. 関係機関、団体代表の役員のうち任期中に欠員を生じた場合は理事会の承認を得て後任者を役員に決定することができる。
3. 規約の一部改正 (昭和49年5月18日より施行)
(昭和52年4月1日より施行)
(昭和53年4月1日より施行)
(昭和54年4月21日より施行)
(昭和55年4月1日より施行)
(昭和58年4月1日より施行)
(昭和62年4月1日より施行)
(平成3年5月18日より施行)
(平成6年5月21日より施行)
(平成12年4月1日より施行)
(平成25年5月30日より施行。ただし、会費の変更については、平成26年度会費から適用する。)
(平成28年5月19日より施行。ただし、会費の変更については、平成29年度会費から適用する。)
(令和2年6月1日より施行。)

○旭川精神衛生協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 本会の目的である地域住民の精神衛生に関する知識の啓発につとめ、精神的健康保持増進のため、顕著な功績のあったものは、この規程の定めるところにより表彰する。

(表 彰)

第2条 表彰は、会長が次の各号の一に該当する個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して行う。

- 1 精神衛生に関する知識の普及啓蒙に尽くしたもの。
- 2 精神衛生に関する調査研究に尽力したもの。
- 3 精神衛生に関する諸施策の促進に尽力したもの。
- 4 その他本会の目的達成に貢献したもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰は、前項の規定によるほか、副賞を授与して行うことができる。

(公 表)

第4条 表彰を受けるものの氏名、名称等は会報に登載して公表する。

(感謝状等の授与)

第5条 会長が本会の運営に寄与し、その功績が著しく感謝するに足ると認めた、個人又は団体に対して感謝状を授与する。

- 2 前項の規定による感謝状の授与の基準その他感謝状の授与に関し必要な事項は、会長が定める。

補 足 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この規程は、昭和54年4月21日より施行する。

令和7年度旭川精神衛生協会役員名簿

顧問	北海道旭川保健所長	廣島 孝	理事	北海道立旭川子ども総合療育センター院長	田中 肇
〃	旭川市医師会会長	滝山 義之	〃	旭川中央警察署生活安全課長	大友 俊輔
会長	医療法人社団旭川圭泉会病院理事長・院長	直江 寿一郎	〃	旭川東警察署生活安全課長	今泉 勇輝
副会長	社会福祉法人旭川いのちの電話理事長	相澤 裕二	〃	旭川少年鑑別所長	泉水 利夫
〃	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会長	谷 澄江	〃	旭川保護観察所長	佐藤 康博
常任理事	一般社団法人旭川手をつなぐ育成会会長	青山 弥生	〃	旭川地方法務局人権擁護課長	清藤 茂樹
〃	社会福祉法人旭川いのちの電話運営委員長	三上 正明	〃	旭川市教育委員会社会教育部長	田村 司
〃	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会常務理事	森山 素子	〃	旭川市小学校長会代表	櫻井 啓子
〃	旭川社会福祉施設協議会会長	松尾 彰久	〃	旭川市中学校長会代表	坂東 裕美
〃	北海道教育大学旭川校教授	久能 弘道	〃	旭川ブロック高校長会代表	中島 泰彰
〃	旭川市保健所長	山口 亮	〃	旭川市学校保健会会長	古庄 崇章
〃	北海道旭川児童相談所長	泉 親志	〃	北海道看護協会上川南支部長	古川 美砂
〃	北海道旭川総合振興局保健環境部保健行政室長	庄田 香織	〃	旭川市赤十字奉仕団委員長	菅野 淑子
〃	旭川家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	松下 美加子	〃	旭川精神障害者家族連合会会長	武田 久子
〃	医療法人社団神楽神経科内医院長	白井 宏之	〃	旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長	佐川 徹
〃	医療法人社団志恩会相川記念病院長	中條 拓	〃	旭川市職親会会長	柳原 正司
〃	市立旭川病院精神神経科統括診療部長	武井 明	〃	旭川連合断酒会会長	館小路 俊男
〃	旭川医科大学名誉教授	千葉 茂	〃	旭川自閉症児者親の会会長	片山 寛美
理事	老人保健施設さくら館施設長	丸谷 眞智子	〃	旭川認知症の人と家族を支える会代表	神戸 紀美子
〃	三上神経科内科クリニック院長	三上 泰久	〃	ふくろうの会代表	佐藤 剛
〃	六条医院院長	太田 充子	監事	特定非営利活動法人旭川しらかば共同作業所理事長	堤 久男
〃	医療法人社団直江クリニック院長	直江 裕之	〃	旭川市福祉保険部障害福祉課長	水上 明子
〃	心療内科旭川メンタルクリニック院長	宗岡 幸広			

令和7年度旭川精神衛生協会事務局

事務局長	高橋 真 (旭川市保健所)	書記	大谷 奈歩 (旭川市保健所)
幹事	青野 美智代 (北海道旭川保健所)	〃	松井 順一 (旭川市保健所)
〃	中村 明広 (北海道旭川保健所)	〃	押切 朋美 (旭川市保健所)
〃	稲葉 由恵 (北海道旭川保健所)	〃	橋本 宏美 (旭川市保健所)

A 会 員

会 員 名	住 所	電 話	
(官 公 署)			
旭 川 市 長	旭川市7条通9丁目	26	1111
愛 別 町 長	上川郡愛別町本町字179	(01658)6	5111
東 川 町 長	上川郡東川町東町1丁目16-1	82	2111
上 川 町 長	上川郡上川町南町180	(01658)2	1211
美 瑛 町 長	上川郡美瑛町本町4丁目6-1	92	1111
鷹 栖 町 長	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1	87	2111
比 布 町 長	上川郡比布町北町1丁目2-1	85	2111
東 神 楽 町 長	上川郡東神楽町南1条西1-3-2	83	2111
当 麻 町 長	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	84	2111
幌 加 内 町 長	雨竜郡幌加内町字親和4596番地3 保健福祉総合センターアルク	(0165)35	3090
(精神科医療機関)			
医療法人社団志恩会相川記念病院長	旭川市大町2条14丁目	51	3421
医療法人社団旭川圭泉会病院理事長・院長	旭川市東旭川町下兵村252	36	1559
医療法人社団敬寿会聖台病院長	上川郡東神楽町東1線2号	83	3522
医療法人社団神楽神経科内科医院長	旭川市神楽3条2丁目3-5	62	3311
三上神経科内科クリニック院長	旭川市旭町2条6丁目オークヒルズ2・6	54	8121
六条医院院長	旭川市6条通7丁目31-1 アクア旭川ビル3F	22	8189
心療内科旭川メンタルクリニック院長	旭川市1条通8丁目旭川1条ビル内	29	6866

B 会 員

会 員 名	住 所	電 話	
(官 公 署)			
旭川刑務所長	旭川市東鷹栖3線20号620	57	2511
旭川少年鑑別所長	旭川市豊岡1条1丁目3-24	31	5468
旭川保護観察所長	旭川市花咲町4丁目2272-15	51	9376
(学 校)			
学校法人北海道立正学園旭川実業高等学校長	旭川市末広8条1丁目	51	1246
学校法人旭川龍谷学園旭川龍谷高等学校長	旭川市東旭川町共栄15-2	39	2700
学校法人北工学園旭川福祉専門学校長	上川郡東川町進化台	82	3566
(団 体)			
市立旭川病院精神科患者家族会長	旭川市金星町1丁目 市立旭川病院内	24	3181
相川記念病院患者家族会長	旭川市大町2条14丁目 相川記念病院内	51	3421
旭川圭泉会病院患者家族会長	旭川市東旭川町下兵村252 旭川圭泉会病院内	36	1559
一般社団法人旭川手をつなぐ育成会会長	旭川市宮前1条3丁目 旭川市障害者福祉センター	37	9010
社会福祉法人敬生会特別養護老人ホーム敬生園園長	旭川市末広8条6丁目5305	51	5115
旭川精神障害者家族連合会会長	旭川市宮前1条3丁目 旭川市障害者福祉センター	76	1803
旭川連合断酒会長	旭川市4条通5丁目1208-1 佐渡屋ビル3階310	(090)1527	4489
旭川自閉症児者親の会会長	旭川市宮前1条3丁目 旭川市障害者福祉センター	35	2780

会 員 名	住 所	電 話
社会福祉法人 エクウエート富良野理事長 アディクション回復支援研究会「明日の会」	富良野市学田三区 ラベンダーの郷 旭川市永山3条23丁目1-9 旭川市立大学内五所宛	(0167)22 2043 48 3121
(会 社・工 場)		
株式会社モロオ	旭川市流通団地2条4丁目	48 3111
(病 院・研 究 所)		
市立旭川病院病院事業管理者	旭川市金星町1丁目	24 3181
JA北海道厚生連旭川厚生病院長	旭川市1条通24丁目111-3	33 7171
日本赤十字社旭川赤十字病院長	旭川市曙1条1丁目	22 8111
医療法人一誠会はらだ内科内視鏡健診クリニック理事長	旭川市1条通16丁目右7号	23 2780
医療法人社団佐藤内科医院長	旭川市豊岡4条3丁目2-2	32 3366
菊池外科医院長	旭川市4条通12丁目左1号	23 4213
松井眼科医院長	旭川市3条通9丁目	23 4242
重症心身障害児施設北海道療育園施設長	旭川市春光台4条10丁目1-3	51 6524
オズのクリニック院長	旭川市8条通8丁目41-6	56 2365
(個 人)		
市立旭川病院精神神経科 原 岡 陽 一	旭川市金星町1丁目 市立旭川病院内	24 3181
社会福祉法人旭川いのちの電話 理事長 相 澤 裕 二		

C 会 員 (順不同)

C会員名簿は氏名のみ掲載させていただきます。

[ア]

秋山 祐梨子
浅田 敏光
天 池 功

[イ]

石川 富美雄
石田 光昭
伊東 隆雄
伊東 みどり
猪俣 光孝
今井 敏紀
今泉 英三
今川 民雄

[ウ]

内海 千枝

[オ]

大久保 洋子
大坪 浩
大沼 みちよ
大山 典泰
岡崎 美
小野 和宏
小野里 しのぶ

[ク]

窪田 貞子
熊谷 修

[コ]

小杉 静江

[サ]

歳桃 芳美
佐藤 武幸
佐藤 和幸
澤谷 和幸

[シ]

柴田 志津子
白井 恵理子

[ス]

鈴木 俊子

[タ]

高市 佳子
高木 清忠
高田 成治
高武 井明
竹内 千香子
館小路 俊男
田辺 和憲

[チ]

乳井 雅子

[ツ]

堤 久男

[ナ]

中居 健宏
中島 邦

[ハ]

濱澤 勝治
原 勝

[ホ]

本間 潤

[マ]

巻口 良一
牧野 隆道
松島 正

[ミ]

南 博

[モ]

森崎 明美

[ヤ]

築山 瀬直
山田 妙行

特 別 会 員

会 員 名	会 員 名
旭川市市民委員会連絡協議会女性部会長 谷 澄 江	旭川市教育委員会社会教育部長 田 村 司
社会福祉法人旭川のちの電話運営委員長 三 上 正 明	旭川市小学校長会代表 櫻 井 啓 子
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会常務理事 森 山 素 子	旭川市中学校長会代表 坂 東 裕 美
旭川社会福祉施設協議会会長 松 尾 彰 久	旭川ブロック高校長会代表 中 島 泰 彰
北海道教育大学旭川校教授 久 能 弘 道	旭川市学校保健会会長 古 庄 崇 章
旭川市保健所長 山 口 亮	北海道看護協会上川南支部長 古 川 美 砂
北海道旭川児童相談所長 泉 親 志	旭川市赤十字奉仕団委員長 菅 野 淑 子
北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室長 庄 田 香 織	旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長 佐 川 徹
旭川家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 松 下 美加子	旭川市職親会会長 柳 原 正 司
市立旭川病院精神神経科統括診療部長 武 井 明	旭川認知症の人と家族を支える会代表 神 戸 紀美子
旭川医科大学名誉教授 千 葉 茂	ふくろうの会代表 佐 藤 剛
老人保健施設さくら館施設長 丸 谷 眞智子	旭川市福祉保険部障害福祉課長 水 上 明 子
医療法人社団直江クリニック院長 直 江 裕 之	旭川生命保険協会
北海道立旭川子ども総合療育センター院長 田 中 肇	道警旭川方面本部生活安全課長
旭川中央警察署生活安全課長 大 友 俊 輔	旭川中央警察署長
旭川東警察署生活安全課長 今 泉 勇 輝	旭川東警察署長
旭川地方法務局人権擁護課長 清 藤 茂 樹	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会長

編集後記

他者からのイメージは、時として、負担になったり、力になったりもする。

他者からは、「緊張しなさそう。」「いつも冷静だね。」と言われる。私自身は、緊張しいで、主催する大きな研修会等では、昼食を食べたら気持ち悪くなってしまうぐらい繊細な一面もある。表情が変わらず、感情を表に出さない性格でもあるため、誤解されることも多い。周りの人たちに自分が感じている負担感を理解してもらうことが難しい場合もあり、時として、無理をして負担を負ってしまうことがある。

逆もしかり。他者が持っているイメージを崩さないように、自分の内面をコントロールしたり、スキルを磨いたり、冷静さを維持する訓練を受けたりすることもある。そうした自己コントロールのおかげで、クライアントとの支援の中で、トラブルが生じてしまったときも、クライアント自身の不安を煽らないように冷静な態度で臨むことが出来る。周りの人たちが私に抱いているイメージがあることは、時として、無理してでも自分が成長しなければならないという意欲を維持する力になることがある。

総じていえば、そうした他者からのイメージがあるからこそ、自分は、ここまでやってこれたとも感じる。他者からのイメージは期待の裏返しで、その負担感と期待感によって、自分は専門性を高めていけている。

でもやはり、「結構、緊張するんだよ」ということを周りの人たちにも気づいてもらう目的で、編集後記に載せてしまうほど、自分はとても精細な生き物なのだと思う。

(佐藤 記)

「旭川精神衛生」編集委員

編集長 久能弘道

編集員 佐藤剛

編集員 内海千枝

旭川精神衛生 (104号)

発行 令和8年3月1日

編集発行 旭川精神衛生協会

旭川市保健所保健予防課内

〒070-8525 旭川市7条通9丁目

TEL 0166-25-6364

ひとりぼっちで悩まずに……

旭川

いのちの電話

0166-23-4343

ふたりで話してみようーしみじみと

受付時間／月曜日＝午前0時（深夜）～午後3時30分
火・水曜日＝午前9時～午後3時30分
（毎月10日は翌日午前9時まで）
木曜日＝午前9時～午前0時（深夜）
金・土・日曜日・祝日＝24時間

いのちの電話はいつもあなたを待っています

変化の激しい現代社会の中であって、さまざまな不安や悩みを、打ち明けることができず、ひとりぼっちで悩んでいる人がたくさんいます。

いのちの電話は、このような人と、電話を通して話し合い、一緒になって考え、共に生きていとう願い、ひとときも休まずに電話を受けつづけています。

どんな悩みでもお話ししてください

名前をいう必要はありません。秘密を守ります。思想や宗教を尊重します。
相談員は、訓練を受け、認定されたボランティアです。

いのちの電話のメンバーになってください

電話相談員としての参加を

相談員は無報酬のボランティアです。1年4ヶ月間の養成講座を受けてから相談員に認定されます。認定後は、月に2回相談業務と1回の研修が義務づけられています。

20歳から70歳までの健康な方なら、だれでも応募できます。（資格、学歴は問いません）

養成講座は、心理学、人間関係論、カウンセリングなどの基礎的知識の講義、電話相談の模擬実習と実地訓練などを行います。

受講生を募集しています。詳しくは事務局にお問合せください。

後援会員としてのご協力を

旭川いのちの電話は、相談員の無償の奉仕で支えられていますが、相談員の養成、研修、広報、事務局などの費用に年間約1,000万円の運営資金が必要です。そのために後援会を組織して、募金活動やチャリティーコンサート、バザーを行っています。

ぜひ旭川いのちの電話の後援会員になって、この活動を支えてください。

維持会員（毎年続けて寄付される方、年間1口）

個人会員……A 1万円 B 5千円 C 3千円 D 2千円

団体会員……E 10万円 F 5万円 G 3万円 H 1万円

賛助会員（随時自由な額を寄付される方）

—社会福祉法人への寄付は税法上優遇されます。—

振込みは……（郵便振替）02870-8-6756

振り込む手間のかからない「自動払込」もあります。

詳しくは事務局にお問合せください。☎事務局(0166)25-2143

社会福祉法人 旭川いのちの電話



精神科 / 児童・思春期精神科 / 心療内科 / 内科 / ペインクリニック内科

医療法人社団圭泉会

旭川圭泉会病院

〒078-8208

旭川市東旭川町下兵村252

<http://www.keisenkai.or.jp>

電話（代表）(0166) 36-1559

FAX (0166) 36-4193

E-mail keisenkai@keisenkai.or.jp

医療法人社団志恩会



相川記念病院

理事長・院長 中條 拓

〒070-0842

旭川市大町2条14丁目92番地の20

電話(代表) 0166-51-3421

FAX 0166-53-0112

URL <http://www.aikawa-kinen.jp>

診療時間 月、金、土曜日 9:00~12:00

火、水、木曜日 9:00~17:00

休診日 日曜日、祝日、お盆、年末年始

※初診は完全予約制

精神科

医療法人社団 敬寿会 聖台病院

院長 吉澤 門土

副院長 増田 栄市

〒071-1561 東神楽町東1線2号13

TEL 83-3522 FAX 83-3523

ホームページ <http://rokujukai.info>



人類の歴史にはさまざまな挑戦者がいた。

どんなに失敗しても、彼らの熱意や想いが何度も立ち上がらせ、その結果、常識を打ち破り新しい世界を見せてくれた。

医薬はどうだ。

世界一高い山に登り、宇宙や深海を探索できる時代に、私たちの体の中には未解決の課題が山積している。

私たちにはやるべきことがある。助けなければならない人がいる。だから、挑む。住友ファーマ



Sumitomo Pharma

Innovation today, healthier tomorrows



一緒に歩こう、笑顔へ続く道。



統合失調症・双極性障害(双極症)・うつ病・小児期の自閉スペクトラム症・
認知症の方、ご家族、そして支援する皆様の笑顔のために。
大塚製薬はこれからも精神・神経医療に貢献していきます。

All for your
smile

こころの健康情報局

すまいるナビゲーター



こころの健康情報局「すまいるナビゲーター」は、
統合失調症・双極性障害(双極症)・うつ病・子どもの
自閉スペクトラム症・認知症の方やご家族を対象
に、お役立ていただける情報を発信するサイトです。

統合失調症

双極性障害(双極症)

うつ病

子どもの自閉スペクトラム症

認知症

すまいるナビゲーター

検索

<https://www.smilenavigator.jp/>



Otsuka 大塚製薬株式会社

Otsuka-people creating new products for better health worldwide

世界中の人々の
より豊かな人生のため、
革新的医薬品に
思いやりを込めて

Lilly
A MEDICINE COMPANY



日本イーライリリーは製薬会社として
人々が健康で、より豊かな生活を送れるよう
がん、糖尿病、自己免疫疾患、
アルツハイマー病などの中枢神経系疾患を含む
幅広い領域で革新的な医薬品を提供し
日本の医療に貢献しています。

日本イーライリリー株式会社

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 5-1-28
<https://www.lilly.com/jp/>



Better Health, Brighter Future

タケダは、世界中の人々の健康と、
輝かしい未来に貢献するために、
グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業として、
革新的な医薬品やワクチンを創出し続けます。

1781年の創業以来、受け継がれてきた価値観を大切に、
常に患者さんに寄り添い、人々と信頼関係を築き、
社会的評価を向上させ、事業を発展させることを日々の行動指針としています。

武田薬品工業株式会社
www.takeda.com/jp



